

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成20年11月19日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

11月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・ 固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（弘豊委員、三宅秀明委員、山本善信、三好義治委員）	
散会の宣告	72

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月19日(水) 午前10時 開会
午後5時15分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	川端福江	委員	三好義治
委員	弘 豊	委員	山本善信	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	同室次長	有山 泉	同室参事	吉田和生
同室参事兼人権室長兼人権推進課長	藤原堅太郎	秘書課長	井口久和		
同課参事	橋本英樹	人事課長	山本和憲	同課参事	石原幸一郎
政策推進課長	山口 猛	同課参事	小矢田博子	同課参事	工藤正巳
人権室人権推進課参事	林 彰彦	人権室女性政策課長	牛渡長子		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼総務防災課長	杉本正彦		
同部参事兼財政課長	宮部善隆	同部参事兼市民税課長	寺本敏彦		
総務防災課参事	小原幹雄	法制文書課長	奥 幸市	情報政策課長	東角泰典
市民税課参事	柳瀬順一	固定資産税課長	入倉修二	同課参事	中西利之
納税課長	布川 博	同課参事	高元讓二	工事検査室長	角田猛志
同室参事	亀尾 豊				
会計管理者	小寺芳政	会計室長	寺西義隆		
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長	同局次長	豊田拓夫	南野邦博		
消防長	石田喜好	消防本部次長兼消防署長	浜崎健児		
同本部参事兼総務課長	北居 一	同課参事	明原 修	予防課長	森 一男
警備第1課長	本山 勝	同課参事	熊野 誠	警備第2課長	樋上繁昭
同課参事	納屋浩二				

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局参事 池上 彰

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成19年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日はお忙しい中、総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

野口委員長さん、川端副委員長さん、ご就任おめでとうございます。また、各委員さんには、1年間いろいろとお世話になります、よろしく願いいたします。

本日は、平成19年度の摂津市一般会計の歳入歳出決算認定の件の所管分のほか1件についてご審査をお願いすることになりますが、どうぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

一たん退席いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○野口博委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名します。

審査の順序につきましては、まず最初に認定第1号所管分、次に認定第5号を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、認定第1号、

平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書の28ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ19.9%、7億4,820万4,504円の増額となっております。これは、税源移譲により個人所得割が増額となったことによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ5.4%、1億4,964万9,786円の増額となっております。これは、一部主要企業の収益好調により、法人税割が増額となったことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ0.8%、6,587万375円の増額となっております。これは、家屋の新增築や償却資産の増加によるものでございます。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ5.8%、419万9,075円の増額となっております。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、前年度に比べ5.4%、1億1,045万4,952円の減額となっております。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ0.4%、718万6,474円の増額となっております。

30ページ、款2、地方譲与税、項1、自動車重量譲与税、目1、自動車重量譲与税は、前年度に比べ0.9%、127万3,000円の減額となっております。

項2、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ0.5%、24万3,000円の減額となっております。

款3、利子割交付金、項1、利子割交

付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ30.8%、1,976万4,000円の増額となっております。

款4、配当割交付金、項1、配当割交付金、目1、配当割交付金は、前年度に比べ11.6%、769万6,000円の増額となっております。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ13.0%、678万5,000円の減額となっております。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ1.3%、1,245万6,000円の減額となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ4.6%、12万6,150円の増額となっております。

款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ15.2%、3,022万7,000円の減額となっております。

32ページ、款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ89.5%、3億6,381万6,000円の減額となっております。これは、減税補てん特例交付金が廃止されたことによるものでございます。

項2特別交付金、目1、特別交付金は、収入済額6,438万7,000円となっております。これは、平成18年度をもって廃止された減税補てん特例交付金の減収に対し激変緩和措置として創設されたものでございます。

款10、地方交付税、項1、地方交付

税、目1、地方交付税は、前年度に比べ21.9%、6,347万9,000円の減額となっております。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ0.5%、9万8,000円の増額となっております。

34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料が収入されております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料、税務督促手数料が収入されております。

52ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金が収入されております。

54ページ、款16、財産収入、項1、財政運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2、利子及び配当金は、財政調整基金などの各種基金利子収入でございます。

56ページ、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は、土地売払収入でございます。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、競艇寄附金、一般寄附金が収入されております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、市場池などの貸付収入の一部などで1,205万7,600円の繰り入れとなっております。

58ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、歳計現金に係る預金利子でございます。

項4、雑入、目1、雑入の主なものに

つきましては、大阪府市町村振興協会交付金、水道事業会計からの収入などでございます。

続きまして、68ページ、款20、市債、項1、市債につきましては、目2、土木歳は借換債、目3、教育債は、小学校校舎整備事業債、借換債など、目4、臨時財政対策債は、普通交付税の不足分の振替として起債したものとなっております。

70ページ、款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、2億2,507万7,139円で、その内訳は、繰越事業充当財源が1,926万1,000円、平成18年度決算剰余金が2億581万6,139円となっております。

続きまして、歳出でございますが、76ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものにつきましては、80ページ、節11、需用費のうち消耗品費、総務防災課分は、市全体の一般事務用品の購入経費など、また法制文書課分は、印刷用紙などでございます。

82ページ、節12、役務費のうち通信運搬費、情報政策課分は、インターネットに係る通信経費などでございます。

節13、委託料は、市例規集委託料などを、節14、使用料及び賃借料は、OA機器の借上料などを執行しております。

84ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、電子自治体推進協議会負担金及び土地開発公社補給金を執行いたしております。

86ページ、節28、繰出金、財政課分は、児童手当に係る水道事業会計への繰出金を執行いたしております。

目2、文書広報費のうち総務部等に係ります主なものは、節12、役務費で、市全体の郵送料などの通信運搬費を執行

いたしております。

88ページ、目3、会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費でございます。

目4、財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費などを執行いたしております。その主なものといたしましては、節13、委託料で、庁舎清掃管理業務、庁舎総合管理などの委託経費を執行しております。

92ページ、目10、電子計算費は、94ページ、節13、委託料で、システム支援委託料やシステム移行委託料などを、節14、使用料及び賃借料で、電子計算機レンタル料や固定資産評価システム借上料などを執行いたしております。

102ページ、目17、財政調整基金費から目20、土地開発基金費までの各基金費につきましては、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものがございます。

項2、徴税费につきましては、目1、税務総務費から106ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に関する経費を執行いたしております。

次に、208ページでございます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、防災資機材の整備のほか、防災無線システム、防災演習など、防災対策に係る経費を執行いたしております。

続きまして、254ページでございます。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ9.9%、4億3,620万6,288円の減額となっております。

なお、借換債を除く実質ベースでは、前年度に比べ11.7%、4億5,450万6,288円の減額となっております。

目2、利子では、前年度に比べ8.5

％、6, 798万5, 326円の減額となっております。

款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金につきましては、公共施設整備基金からの借入金に係る元金償還金及び利子償還金でございます。

款12、予備費、項1、予備費、目1、予備費につきましては、874万6, 101円を充当いたしております。

その内容は、款2、総務費、項2、徴税費、目1、税務総務費で、法人市民税還付金に500万円、款7、土木費、項2、道路橋梁費、目1、道路橋梁総務費で、訴訟に係る弁護士委託料に126万円、款9、教育費、項2、小学校費、目1、学校管理費で、小学校漏水に係る修繕料に122万6, 400円、項2、中学校費、目1、学校管理費で、中学校漏水に係る修繕料に125万9, 701円を充当いたしております。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 それでは、続きまして寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、引き続きまして、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料、男女共同参画センター使用料は、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの施設使用料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金、統計調査費委託金は、商業統計調査や工業統計調査などに係る委託金でございます。

48ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金、人権相談事務費補助金は、人権相談員等に係る補助金でございます。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係る事業委託金でございます。

56ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金、寄附金は、人権推進課で収入したものでございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、雑収入は、秘書課分として平成18年度から市広報紙に広告を掲載いたしました広告掲載収入でございます。

人事課分として、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は事務処理上、市が保険料を一括して支払うため、対象者から個別に徴収しました掛金を収入としたものでございます。

退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般会計と水道事業会計との勤続年数で按分し、精算したもので、昨年より5, 408万2, 727円の増収となりましたのは、平成19年度は12名が該当しており、昨年度より5名の増加があったことによるものでございます。

派遣職員給与等負担金は、大阪府後期高齢者医療広域連合との派遣職員の取り扱いに関する協定書に基づき、同広域連合により派遣職員の給与等を負担いただいたものでございます。

職員手当等返還金は、主に休日勤務手当の返還金を収入したものでございます。

なお、雑収入には、ほかに政策推進課、女性政策課に係る収入がございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算でございますが、決算概要20ページの給与費

決算額調書に記載いたしておりますとおり、平成19年度に支出いたしました給与費の総額は71億3,834万3,174円で、前年度に比べ1.9%、1億2,967万8,812円の増額となっております。

給与費の内訳といたしまして、報酬で2億8,007万8,845円、給料で27億9,646万1,725円、職員手当等で32億1,329万3,603円、共済費で8億4,850万9,001円の執行となっております。

そのうち報酬では、前年度に比べ2.4%、680万555円の減少となっておりますが、これは一部の報酬で増加したものの、市議会議員数が前年度の23名から21名となったことにより、議員報酬が1,280万2,817円の減少となったことが主な要因でございます。

給料では、前年度に比べ2.8%、8,034万2,551円の減少となっておりますが、これは退職不補充等による職員数の減員が主な要因でございます。

職員手当等では、前年度に比べ7.6%、2億2,748万1,076円の増額となっておりますが、これは平成19年度から団塊世代の職員の退職が始まり、退職手当が11億8,822万7,321円の執行で、前年度に比べ26.6%、2億4,956万3,384円の増額となったことが主な要因でございます。

なお、平成19年度の退職者は45名で、前年度に比べ5名の増加となっております。

次に、人件費以外の内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、決算書78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報償費

では、人事課分として職員研修の講師費用を支出したものでございます。

80ページ、需用費及び役務費につきましては、業務執行上必要な経費として支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し、執行に努めてまいったところでございます。

委託料につきましては、秘書課分として、派遣職員による秘書業務委託料、人事課分として、係長級昇任試験等の試験問題作成委託料、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料や管理職養成等研修委託料を支出いたしております。

84ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、人事課に係る職員の教養研修費負担金と職員厚生会補助金でございます。

86ページ、目2、文書広報費では、秘書課分の主なものといたしまして、「広報せつつ」及び「お知らせ版」の発行に係る経費のほか、平成19年7月から始めた「お知らせ版」の全戸配布に係る広報紙配布経費や、利用しやすく、アクセシビリティへの対応と、より見やすく情報を探しやすいページを目指して、ホームページを全面的にリニューアルした経費でございます。

90ページ、目6、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費でございます。

次に、94ページ、目12、女性政策費、報償費につきましては、大阪人間科学大学、大阪薫英女子短期大学のご協力のもとに実施しておりました「せつつ女性大学」や市民参画いただいております「女性政策推進市民懇話会」等に係る経費でございます。

このほか、男女共同参画社会を目指すための経費が主なものでございます。

また、96ページ、目13、男女共同

参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの管理、運営に係る経費でございます。

100ページ、目16、諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。そのうち主なものといたしましては、負担金、補助及び交付金で、摂津市人権協会補助金、財団法人大阪府人権協会分担金を執行いたしております。

118ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計に係る一般事務経費でございます。

また、目2、指定統計調査費は、統計法に基づき実施した統計調査に係る経費でございます。そのうち平成19年度の主なものといたしましては、商業統計調査や工業統計調査などに係る経費でございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。
○野口博委員長 続きまして、石田消防長。

○石田消防長 それでは、引き続き認定第1号、平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書40ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可及び検査並びにり災証明書発行等の手数料でございます。

52ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の消防団員退職報償費は、8名の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道救急出動等交付金でございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、決算概要123ページから128ページにかけ記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書202ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費、節9、旅費は、消防大学校、大阪府立消防学校等への職員研修派遣に係る普通旅費等でございます。

節11、需用費は、消防活動業務用品、職員の貸与被服及び緊急情報システム交換部品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。

節12、役務費は、一般加入回線及び専用回線電話代等の通信運搬費、消防活動用ボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料等でございます。

204ページ、節13、委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理及び高度救命用資機材保守管理委託等でございます。

節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借上げ、仮眠用寝具借上げ等でございます。

節18、備品購入費は、消防活動用のボンベに空気を充てんするため、鳥飼出張所に配置している高圧ガス製造施設の更新、119番受信の発信地表示システム及び周辺機器の更新に係る経費等でございます。

206ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金及び職員教育派遣負担金並びに消火栓新設・修理負担金等でございます。

続きまして、目2、非常備消防費、節1、報酬は、338名の消防団員報酬でございます。

節8、報償費は、8名の消防団員退職報償金等でございます。

節 9、旅費は、火災出動旅費延べ 85 名分及び訓練、歳末非常警戒並びに消防出初め式等出動に係る費用弁償でございます。

節 11、需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防車両 29 台及び小型動力ポンプ 23 台の維持補修等でございます。

208 ページ、工事請負費及び備品購入費は、NOx・PM法規制対象の市第一分団配備の消防ポンプ自動車及び分団配備の小型動力ポンプ 4 台の更新に係る経費でございます。

節 19、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金でございます。

以上、消防本部所管分の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 それでは、南野局長。

○南野監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、認定第 1 号、平成 19 年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会及び監査委員事務局が所管いたしております項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、44 ページ、款 14、国庫支出金、項 3、委託金、目 1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院議員通常選挙に係る委託金及び在外選挙人名簿登録事務に係る委託金でございます。

次に、54 ページ、款 15、府支出金、項 3、委託金、目 1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成 19 年 4 月 8 日執行の府議会議員選挙に係る委託金で、平成 18 年度に第 1 回目の交付があり、19 年度はその精算額として交付された委託

金、並びに平成 20 年 1 月 27 日執行の府知事選挙に係る委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、92 ページ、款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 8、公平委員会費及び目 9、固定資産評価審査委員会費につきましては、各委員への報酬及びその事務的な経費でございます。

次に、110 ページ、項 4、選挙費、目 1、選挙管理委員会費につきましては、委員の報酬及び事務的な経費でございます。

112 ページの目 2、府議会議員選挙費につきましては、平成 19 年 4 月 8 日執行の府議会議員選挙に係る選挙費用でございます。主なものといたしましては、投票立会人等の報酬や従事者の人件費で、そのほか、節 13、委託料では、選挙器具運搬撤去委託料や開票所設営撤去委託料等となっております。

114 ページ、目 3、参議院議員通常選挙費につきましては、平成 19 年 7 月 29 日執行の参議院議員通常選挙に係る選挙費用でございます。主なものといたしましては、投票立会人や従事者への人件費で、そのほか、節 12、役務費では、入場整理券の郵送料、節 13、委託料では、ポスター掲示場設営撤去委託料、節 18、備品購入費では、投票用紙自動分類機の選挙器具費となっております。

116 ページの目 4、府知事選挙につきましては、平成 20 年 1 月 27 日執行の府知事選挙に係る選挙費用でございます。主なものといたしましては、投票立会人や従事者への人件費、そのほか、節 11、需用費では、投開票所の暖房用ストーブの灯油代、節 12、役務費では、投票所の入場整理券の郵送料、節 13、委託料では、ポスター掲示場設営撤去委託料等となっております。

次に、120ページ、項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員の報酬及び事務的な経費が主なものでございます。

以上、総合行政委員会に係ります決算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 以上で説明を終わりました、これより質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。よろしく願います。

私、今回初めての決算審査ということで、2007年度の予算や前年度のさまざまな取り組みにつきましては、直接は一市民の立場でしか知ることができていませんけれども、用意していただきました資料や、これまでの議事録や市民の皆さん、職員の皆さんから耳にしたことなど、その中身で気になることを幾つか質問であげていきたいと思えます。

まず、その前に、2007年がどんな年だったか押さえたいと思えます。

摂津市では、森山市長の3期目で、未来への投資である「基盤整備と子ども」をテーマに、予算の重点配分と市政運営の基本方針を述べられました。

投資すべきものには投資をと、未来へ夢つなぐ、そういうことのできる未来投資型予算の編成ということでありました。

子ども医療費を4歳未満から5歳未満に拡大だとか、誕生4カ月後の乳児全員訪問、また私立の幼稚園3歳児への保護者補助金、こういうものに対しては、子どもも歓迎しています。

しかし、小学校の統廃合に伴う校舎増改築の進め方や跡地利用にかかわる問題、基盤整備の点でも、南千里丘や吹田操車場跡地の開発などの準備、将来の見通しとして、果たして明るい未来に結びつくのか、これらは疑問であります。

市長の市政運営の基本の最後の方で述べられていますが、積極的な情報公開とアカウントビリティ、説明責任の向上、こうしたものを図り、市民の信頼を得ることとか行政改革を進めることは、行政に対する市民の信頼を得ること、こう重ねておっしゃっていることなどを照らしても、市民生活にもっと目を向け、声を聞いて進めることがいったのではないかとおもいます。

ここ数年来、戦後最長の景気回復が続く、緩やかではあるが、民間経済の幅広い分野に影響が及んでいると言われてきましたが、実態は、企業の高収益が家計部門には波及せず、国内の個人消費は低迷し、また地域間の格差が拡大するなど、地方経済にとっては非常に厳しい状況となっています。

非正規雇用の拡大や雇用情勢の中から見ても、国の進める社会保障の連続改悪、また地方切り捨てとも言える政治状況から言っても、市民の暮らしには深刻な影を落としているとも言えます。

そうした下で、市民の命と暮らしを守ること、住民の福祉の増進を図る地方自治体の第1の任務、地方自治法の第1条に記されている立場に改めて立ち返っていくことが、今、大事ではないかと思っています。

前置きが長くなりましたが、07年決算について、この立場に立って振り返りたいと思えます。

質問の第1です。税金の問題ですが、国から地方への税源移譲や定率減税の全廃などで、市民税の増収が大きく歳入の増加にかかわっています。

住民税は一律10%の税率で、所得税は4段階から6段階の税率に変更、具体的には、こうした市・府民税税制改正のお知らせ、こうしたものも配られて進め

られているわけですが、ここに書かれているのは、「納税者の負担は変わりません」、また「税源移譲で地方は財源が直接確保できるようになり、住民は身近でよりよい行政サービスを受けられるようになります」という説明がされたわけです。

「定率減税と抱き合わせで、実際には負担増はございます」とここに書かれているわけですが、それまでにも配偶者特別控除の廃止や消費税の免税点の引き下げ、高齢者への増税など庶民増税が繰り返されていますが、一連の税制改悪によって市民の負担がどれだけふえたのか、とりわけ住民税が非課税だった高齢者の方で課税に変わった人が何人いらっしゃるのか、また年金受給者の中で住民税非課税の方が何人か、こうしたことを教えていただきたいと思います。

二つ目に、同じく税金のことですが、三位一体の改革で税源移譲が行われ、市民税はふえましたが、同時に国庫補助金負担金や地方交付税の見直しなどが行われています。

三位一体のこうしたものが中身かと認識していますが、決算概要の10ページ、款2の地方譲与税と款9、地方特例給付金の減額や、同じく17ページの下の方にあります臨時財政対策債、この7億6,060万円なども一連の改革の影響かと思っています。

こうした数年来の変化をトータルに見たとき、摂津市にとってどういうふうにとらえられているのか、このことをお聞かせいただきたいと思います。

それと、三つ目に、もう一つ税金のことなんですけれども、法人市民税が29億4,085万1,150円と、これは概要の11ページを見ましたら、5.4%増となっています。

こうした好調な企業収益は、家計や中小企業の方には波及していないと、こういうこともこの決算概要の冒頭のところに、これは3ページですね、ここに書かれているんですが、法人税についてのちょっと細かい資料を前日に見せてもらいましたが、中小企業がどういう状況になっているのか、そうした傾向などを担当の方からお聞かせいただければと思います。

次に、四つ目です。決算概要の方では46ページ、総務管理費、目6、企画費のところに当たるのですが、これは19年度予算の主要事業一覧に載っていたのがこの決算概要では消えています。そして、こちらの歳入歳出決算書を見ましたら、これは190ページであります、補正予算で減額されている、この300万ほどの金額です。小学校跡地活用検討事業というのが当初予算の主要事業のところがありました。この計画がなくなった経緯、また理由の方をお聞かせいただけたらと思います。

五つ目、これは事務報告書の23ページ、人件費事業の職員数についてです。ここで、一般職、現業職のそれぞれの部課の割り振りが載っているわけですが、この間、野口議員もるる指摘してきましたように、減った職員数を非常勤職員や臨時職員がカバーしている、そういう実態があるのではないのでしょうか。

決算報告書などでは、どこの部署に職員が減っているのか、また具体的にどこに非常勤や臨時職員が配置されているのか、そうしたことが大変わかりにくいというふうに思います。この職員が減っているところの部署などがわかりましたら、具体的にお聞かせいただきたいです。

また、恒常的にフルタイムで非正規の人が配置されているところがあるのでは

ないかと思いますが、そうした部署をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、六つ目です。これは、人権推進にかかわってであります。

事務報告書では27ページから29ページ、また決算概要では52ページから53ページであります。1,365万ほどの決算額のうち、内訳としては平和イベントや映画会などには290万程度が使われておりますが、それ以外は、これを見る限りでは、同和関係、また部落解放の取り組みに偏っているように思います。

大阪府や省庁への申し入れ活動なども事務報告書で紹介されておりますが、これは市長会と銘打ってあります。市として取り組んでいるわけでしょうか、このことをお聞かせください。

また、人権問題は幅広く、奥の深いものだとも認識しております。子どもや女性、また障害者の権利条約、国連等々でも条約や宣言などが出され、それでもまだ国内の問題では、なかなか浸透しきっていないかなというふうにも考えているわけですが、また最近では、低所得者、ホームレス、こうした方たちの人権をどうするのか、在日の外国人の問題、またセクシュアルマイノリティと呼ばれるような、そういう方たち、意思表示もして普通に暮らせる社会をと、そういう取り組みも広がっています。そうしたことも、大いに本市としても取り組んでいただきたいと思います。

それから、平和の取り組みについてですが、8月4日、5日、この事務報告書では文化ホールで平和映画祭に取り組んでおります。

また、この年、同時に青少年グラウンドでは、子どもたちが集まる摂津まつりが行われておりました。

ここには、イラクへ自衛隊が持っていった軽装甲機動車、これが同型のものが展示されるといった、そういう出来事もあったかと思いますが。

実行委員会とのやりとりの経過等をここで繰り返し聞くつもりはありませんが、人間を尊重し憲法を守る平和都市宣言として掲げている摂津市の姿勢として、このことについて一言伺いたいと思います。

七つ目です。男女共同参画計画（せつ女性プラン）についてであります。

先日、担当の方から、この女性プラン、それにこの平成19年度推進状況報告というものも持ってきていただき、見せてもらいました。ありがとうございます。

それでありますが、拝見させてもらって感じるのは、「ママパパ教室」とか、また「男の料理教室」など、男性に参加してほしい取り組みが多いことです。

また、DV問題や暴力防止についても、まさにそうかと思いますが。

そうした中で、ちょっとお聞きしたいのは、女性大学の受講などは、これは女性のみに限られているのでしょうか。

また、さまざまな取り組みについて、男性がどれくらいかかわって参加をされているのか、ちょっとお聞かせいただけたらありがたいです。

あと、8点目です。消防施策の問題です。これは、10月に消防ホースメーカーの大手、摂津もなじみが深いですが、芦森工業が公の検定の中で不正をしていたと、そういう報道が新聞にも載り、またテレビでも報道されたと聞いています。現場で最前線で頑張っておられる皆さんには、大変迷惑な、また腹立たしい事件だと思います。

それが、続いて先日、11月15日、これもまた朝日新聞で報道がありました。今度は、その不正行為は20年ほど前か

ら続いていたとか、長年にわたって不正行為があったのには、検定のずさんさ、また検定を行う日本消防検定協会が総務省の天下り先として、そういう存在になっていたということなどがコメントで載っています。

この間、摂津市でも、このホースを取り扱っているとも伺っています。不正発覚後の会社側の対応や、また今、手元にある消防ホースの取り扱いなどはどうされるのか、このことについてお答えいただければと思います。

以上、1回目の質問です。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、市民税課に係りますご質問で、個人市民税の関係と法人市民税の関係で、まず個人市民税の方からご説明させていただきます。

まず、一連の改正で市民の負担がどれだけふえたのかということでございますけれども、この分につきましては、税制改正で平成16年度から18年度にかけていろいろな税制改正がございました。

主な改正項目でございますが、16年度改正では、老年者控除の廃止、公的年金控除の見直し、17年度改正では、定率減税の縮減、65歳以上の者に係る非課税措置の廃止などが行われました。これらの改正は、主に平成18年度に影響したものでございます。

影響額につきましては、平成17年12月の総務常任委員会でお示しさせていただきました時点では、約2億5,000万と試算しておりましたが、18年度決算では、前年度に比べまして約3億2,000万円の増となりました。

次に、18年度改正でございますが、国から地方への税源移譲と定率減税の廃止がございました。これらの影響額で、

19年度の現年課税分の決算調定額でございますが、税源移譲に伴う増としまして約7億円、定率減税の廃止に伴う増としまして約1億9,000万円、合計8億9,000万円となりました。

ここから給与所得者の特別徴収に係る部分につきましては、4月・5月分が翌年度の調定となります。また、分離譲渡所得や退職所得に係る部分で前年度より減となっておりますので、これらを差し引きしますと、約8億円強、前年度と比べて決算調定額がふえたこととなります。結果的に、徴収率は96.06%で、現年課税分の決算収入額は前年度と比べて約7億4,000万円の増となりました。

これらのことから、16年度から18年度にかけて行われた税制改正によりまして、税源移譲も含めまして、個人市民税としましては、18年度と19年度を合わせまして、約10億6,000万円の増となったものでございます。

次に、高齢者の中で非課税から課税になった人ということでございますが、平成16年度の改正で老年者控除の廃止、また公的年金控除の見直し、平成17年度の改正で65歳以上の者に係る非課税措置の廃止がありました。

これらの改正によりまして、平成18年度に影響があった納税義務者数から見てみますと、平成17年度は3万8,446人で、平成18年度は4万2,233人でございます。結果、前年度と比べまして、1,777人ふえたこととなります。この1,777人が税制改正により非課税から課税になったものと考えております。

次に、年金受給者の中で非課税の人は何人かというご質問だったと思いますが、平成20年度の課税資料からの数字でございますが、公的年金受給者は約1万2,

959人です。この中には、年金収入のみの人と年金収入以外に所得がある人もおられます。

65歳以上で年金収入のみの納税義務者は、2,327人です。年金収入以外に所得がある納税義務者は3,464人で、合わせて5,791人となります。したがって、差し引きますと7,168人が非課税と考えられます。

次に、法人市民税に関係しますご質問でございます。

市内の中小企業はどういう状況かというご質問だと思っておりますけれども、平成19年度の法人市民税の決算額につきましては、法人市民税額の約4割を占めます大手主要企業に加えまして、その他の企業も順調に推移しておりまして、全体的に好決算となりまして、前年度と比べて現年課税分で約1億5,000万円の増、率にしまして5.4%の増の29億3,666万8,250円となりました。

この中でも、大手の部分につきましては、18年度から19年度は若干減っておるんですけれども、その他の企業につきましては、数字で申しますと、18年度が13億8,500万、19年度が16億8,400万で、約3億円ほど大手以外の企業でも法人市民税がふえております。率に申しますと、約21.6%ほどの増となっております。19年度の段階では、中小企業の部分でもある程度は好決算になったと考えておりますけれども、ただことしのアメリカ発の金融危機の不安が世界的に広がっている状況の中で、20年度以降、中小企業に相当の影響があるものと先行きを懸念しておるところでございます。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 三位一体改革の影響

額についてご答弁申し上げます。

三位一体改革は、国庫補助負担金、税源移譲、それから地方交付税を同時に見直すということでございますけれども、これは15年に始まりまして本格的には平成16年から18年に実施されました。

ご質問の中に、税源移譲とそれから地方特例交付金ということで、定率減税の影響額ということもございましたけれども、三位一体改革の影響額とそれから定率減税の影響について、ちょっと分けて答弁させていただきます。

三位一体改革の影響額でございますけれども、本市の三位一体改革の影響額につきましては、平成16年度から18年度の累計額といたしまして、税源移譲に結びつく国庫負担金の改革分が4億9,600万円、スリム化交付金改革によるものが6,300万円、合わせまして5億5,900万円のマイナスとなります。

それから、その代替移譲財源として所得譲与税が交付されておりまして、これが6億4,000万円の増となっております。差し引きいたしますと、8,100万円の影響額としてはプラスということになります。

それから、三位一体改革のもう一方の施策でございます地方交付税の見直しでございますが、これは臨時財政対策債も合わせまして申し上げますと、普通交付税が2億8,600万円、特別地方交付税、これが8,400万円、それから臨時財政対策債8億7,600万円、これを合わせますと12億4,600万円のマイナスの影響額が出ております。これを差し引きいたしますと、本市の影響額といたしましては11億6,500万円のマイナスの影響額であったということになります。

それと、定率減税によるものでござい

ますけれども、先ほど市民税課長から答弁がございましたように、18年度、19年度にまたがって定率減税2分の1ずつ廃止されておりまして、その1年の影響額1億9,000万円ということをごさいますして、2年間にいたしますと3億8,000万円ということになります。

それで、その代替財源として手当されておりまして地方特例交付金がこの減税補てん分、これが17、18年度合わせますと3億5,689万7,000円ということになりまして、2,000万円ほどのマイナスの影響額ということになっております。

この三位一体改革の影響を市としてどういうふうに考えているかというふうなご質問であったかと思いますが、国全体で見ますと、この改革は国庫補助負担金の改革で4.7兆円削減されております。

それから、それにかわる税源移譲分として3兆円が自治体の方へ、それから地方交付税の見直しで約5.1兆円の削減効果があったということになっておりまして、差し引きいたしますと、地方にとっては6兆8,000億円のマイナスの影響額が出ておるということをごさいますして、三位一体改革につきましては、地方も一緒になって地方分権を推進していくために行ったわけでごさいますけれども、結果的には国の財政再建が先行いたしまして、特に地方交付税の見直しによりまして、交付額の大きい団体ほど大きい影響が出たのではないかと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 小学校跡地の基本計画の策定業務が、計画がなぜできなかったのかというご質問についてご答弁申し上げます。

私ども当初予算で、委員ご承知のとおり、300万円の予算を組んでおりまし

た。

昨年、19年の5月でごさいますけれども、摂津市小学校跡地活用検討方針というものを outs させていただきまして、皆さんにお配りさせていただいたところでごさいます。これを受けまして、19年5月25日に実績のあるコンサルタント業者8社を選定いたしまして、この基本計画策定に当たりましての業務説明会をさせていただきました。

ところが、この25日以降、19年5月29日から6月7日までの間に全8社からプレゼンテーションの方式でこれを選定しようと思っておったんですが、そのプレゼンテーションへの参加を辞退するというふうな連絡を受けたところでごさいます。

この連絡を受けまして、すぐさま6月11日の庁議でもって、この結果と、今後どうしていくかというふうなことについて諮ったところでごさいます。

それで、各議員の皆様には、6月15日付で市長公室長名義でもって、8社がすべて辞退をして、今回、不調に終わりましたというふうなことをご報告をさせていただきました。

さきに申し上げました庁議におきましては、今後、業者を入れかえてやっても、当時は相当コンサルタント業界の方が景気がよかったということで、仕事量が非常に多くあったというふうに聞いております。

それと、仕様書の中で、将来的に売却の可能性もあるというふうなことは書いてはおったんですけれども、もちろん以前から言っておりますとおり、できれば売りたいくない。しかし、やはり社会経済状況でありますとか本市の財政状況等を勘案した中で、どうしてもというときについては売却の可能性もありますという

ふうなことについては、仕様書でもうたっておったんですが、その時期を明確にはしていなかった。

また、地元のワークショップ、地元要望なんかも聞きながらつくっていくというふうなことについて、なかなかコンサルタント業者さんとしましても、人的な業務量が読み切れなかったというふうなことが不調になった原因ではないかというふうには考えております。

先ほど申し上げました庁議におきましては、今後におきましては、再度業者を入れかえるのではなく、内部の検討委員会、または幹事会において協議をして、具体的な方針をつくっていくというふうなことが決定されましたので、それ以後、地元に入って自治会、また学校体育施設開放委員会等でご意見・ご要望等を伺いながら議論も進めてまいったところでございます。

○野口博委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 人権部長会議と市の人権協会の分担金が多いと、市の主体性はどうなっているのかということでありますが、決算概要の52ページの中に、人権啓発指導員雇用事業というのがございます。3名の嘱託員を雇用しまして、その一つが講師業務であります。平成19年度につきましては、43回の講師業務をこなしております。延べにいたしましたら、1,300名ぐらいの市民が受講をしております。

これ、同和問題とも関係あるんですが、事務報告書で見る限り、同和問題にウエートがかかり過ぎておるのではないかと思います。ですのでけれども、この43回の講師業務のざっとした内訳ですけれども、一番多いのは、やっぱり身近な人権問題ということでありまして、その次がセクハラとかパワハラとか、あるいは子どもの

人権、高齢者の人権ということで、同和問題については、今回は43回中の1回ということであります。

人権問題に関する主な行事も、行事名に「部落解放」とかという文言が入っておりますが、この内容につきましては、例えば「国際人権法の展開と日本」とか、あるいは「外国人児童の教育問題から考える多文化共生の今後」とか、「大人の学び」とかという、内容につきましては、同和問題ばかりではないということをしん上げます。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関係いたしますご質問にご答弁申し上げます。

まず、職員の減についてでございますが、正規職員のピークは、平成7年に904名でございました。ここの数を見てまいりますと、平成20年4月は、定員管理の数でいきますと731名、マイナスの173名になっております。

ここを起点といたしますと、当時、外部職場におきましては、ほぼ直営公民館であるとか文化ホール等、直営でやっていたと思います。

当時は、一般的に言います事務的職員の職場につきまして、第1次行革でいろんな委託可能な職場については、職員組合に委託の申し入れ等々をしてやってきたということでございます。

また、土木・建築職でもありますと、やはりモノレールの関係の工事が終わったのが平成9年当時かと思えます。

このころから、順次、建設事業費も、バブル崩壊等々の影響もあるんですが、事業費が減ってきているという関係で、土木・建築職員もその当時から減ってはきております。

第2次行革におきまして、保育所の民営化であるとか幼稚園の統廃合が掲載さ

れました。

この関係でまいりますと、幼稚園・保育所の職員さんのところが一時、不採用をしておったということでございます。

第3次行革になりまして、現業職場を不採用、事務職等につきましては、6割の補充ということを掲載しております。

この関係でまいりますと、起点を最大ピークにいたしますと、ほぼ全職種で職員数は減になっているのかなと思います。

近年に参りますと、やはり保育所職場であるとか現業職場のあたりが直営の数が減ってはきております。

ただ、このあたりは、やはり人事といたしましては、職員組合等々と毎年協議もいたしながら、現時点の職員数で運営を行っているというところでございます。

非常勤・臨職の職員数がふえているところということでございますが、委託をしている職場とか、民営化をした職場、統廃合をした職場等々がございまして、一概にどこの職場がふえているというのは統計的に言いにくいのかなと思いますので、この平成20年4月1日現在で、臨職が多い職場につきましては、保育所を抱えておりますこども育成課が34名の臨時職員がおります。ここが一番多い職場でございます。

非常勤の職員さんが多い職場となりますと、学童保育がございまして青少年課、また保育所がございましてこども育成課、学校等々、1年生の方々であるとか、障害児の介助員がいらっしゃる学校教育課、また市民課が市民サービスコーナーがございまして、市民課、あと調理員さん、幼稚園がございまして学務課が非常勤としては多い職場になっております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係るご質問についてご答弁申し上げます。

いたします。

女性大学につきましては、昭和60年に摂津市女性文化大学として開校して以降、平成7年に摂津女性大学として名称を変更しまして、今日に至っております。

摂津女性大学という名称からも、これまで女性のみの参加という形で運営をしておりますけれども、男女共同参画社会の実現を男女双方の課題としてとらえていただきたいというふうに考えまして、平成18年度、19年度につきましては、男性の受講も可能としております。

その結果、平成18年度につきましては、登録受講者数41名のうち2名が男性、平成19年度につきましては、登録受講者数35名のうち男性参加が3名という実績でございました。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 消防ホースの不正検定発覚による実情と本市の実態についてというご質問にお答えいたします。

消防といたしましては、不正検定について知りましたのは、10月9日付の新聞報道によるもので、消防用ホースメーカーが特殊法人「日本消防検定協会」の公的検定であるサンプルの一部をすりかえていたということがわかったという記事がありました。

本市におきましても、このメーカーのホースを購入しており、火災等で使用をいたしておりますが、現在まで破損等の不良品は確認されておられません。

また、10月10日付で総務省消防庁より「消防用ホースに係る個別検定時の不正行為に関する対応について」という助言で、「当面の対応として、同社の消防用ホースの内張りの剥離による通水障害、漏水等の発生に留意し、耐圧性が確保されていることを点検するなど安全管理の徹底を図られるようお願いいたします」

といった助言がありました。

現時点で、全国的なことであり、総務省消防庁、日本消防検定協会の対応を待っているところではありますが、消防ホースの使用に当たりましては、以前から全ホースの水圧点検を実施いたしておりまして、今後とも使用時の安全に努めてまいります。

なお、未使用の消防ホース12本につきましては、使用をとめております。

以上であります。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 先ほど三位一体改革の中で定率減税の影響額をご答弁申し上げましたけれども、私、減税補てん分の地方特例分の数値をちょっと年度を取り間違えておりまして、減税補てん分の影響額は4億730万9,000円ということになります。

恒久減税の廃止で市税がふえた分が3億8,000万円でございますので、この分の市の影響額としては2,730万9,000円の影響額ということになります。おわびして訂正させていただきます。

○野口博委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 質問のうちでイラク派兵の装甲車を摂津まつりに展示したことに対して市の考え方ということのご質問があったので、これにつきまして私の方からご答弁させていただきます。

この市の考え方につきましては、もう既にこのことにつきましては議会でも議論になりまして、市としても考え方を示したところでもありますので、その経過だけのご説明ということでお願いしたいと思います。

市の考え方といたしましては、摂津まつりはまつり実行委員会が催しをされているものでありますが、市として補助金

も出していることから、市の考え方を示させていただいたわけであります。

ご承知のとおり、自衛隊のイラク派兵等についてはさまざまな議論がございますけれども、その議論は差し置きまして、この摂津まつりイラク派兵の装甲車を展示することがふさわしいかどうかということで市の方がまつり実行委員会に申し上げたところでございます。

そのことから、本年度のまつりにつきましては、自衛隊のブースはございましたが、ご質問のような趣旨のようなことはなかったということでございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘委員 ありがとうございます。

第1の税金の問題のところですが、これはやっぱり一連のこれまでの増税といいますか、税制改悪によって市民の負担は大きく膨れ上がっているというふうに思うんです。

共産党の方で全国的な統計の中で、13年度から19年度までの負担増を国民1人当たりで割ったときには、1人4万円と、そういう金額も出ているわけで、こうした増税というふうな認識の方もいるかというふうに思っています。

また、年金受給者の非課税の方の人数を聞きましたのと、それから高齢者でこれまで非課税だった人が課税になった人数とお聞かせいただきましたけれども、やはり声として出ているのは、それまで非課税だったのが課税になるということは、それだけでなく、収入はふえないのに、これはもちろん収入がふえないわけで、保険料や、それから各種公共料金、これに連動していくというようなことですよね。

そういったことからしましたら、これはここで議論になるのかどうかはわかりませんが、やっぱりそういう連動

しての新たな負担みたいなものについては軽減していくような、そういう措置をとっていくようなことが必要なのではないかというふうなことを思っております。これは要望にとどめておきます。

それから、続いて2番目の点で、三位一体改革についての分ですけれども、税源移譲、これはもう皆さんも一度はごらんになったことがあるかというふうに思うんです。ここの赤い文字の上に書かれているのは、税源移譲によって地方は必要な財源を直接確保できるようになり、住民はより身近でよりよい行政サービスを受けられるようになりますと、こういう説明がされているわけなんです。

でも、実際は、自治体の方は、この一連の改革によって財政的には厳しくなっていると、こういうことはやっぱり市民の皆さん、ご存じでないわけですね。

そうなると、住民税はふえていると、こういう現象が見えたら、市の税収がふえている。それなのに、どうして自分たちの暮らしの方にそれが回らないのかと、そういうことにつながってくるわけです。

そういうことからしても、最初に申し上げました情報公開や、また住民合意、そういったことがこの問題からもさまざまやっぱり市民感情の中では膨れ上がってくるというふうに思っています。

それとあわせてこの間、摂津の財政状況は赤字再建団体に陥るような危機からは脱したと、そういうことが伝わって、真水の黒字だと、こういうことも市民の皆さんには伝わっているわけで、それでどうして市民の暮らしのところに、ここで書かれているようなよりよい行政サービスが実感できるような状況にならないのかと、そういうことかというふうに思います。

この点について、ひとつご見解をいただけたらと思います。

それから、三つ目のところ、法人税の税率、税収の部分ですが、先ほど課長からもちょっと説明がありましたが、ちょっと詳しい資料を事前に手元にもらいましたところ、法人税を納めていらっしゃる企業さんのそれぞれ1号法人から9号法人まで分類があるというようなことでした。

それで、その中で資本金や市内の従業員の多い、そういう1号法人が若干数が減っているというか、そこから入ってくる税収が減っていると。

逆に、8号法人が数がというか、入ってくる税収がふえたと、そういう説明も若干もらった中で、いわゆる大きな企業が税制上の優遇を受けたというか、措置を受けて、8号法人に移っているというふうなこともお聞きしたわけです。

それで、また9号法人という、一番資本金も、また従業員数なども少ない中小零細業者のところは、やっぱり引き続き厳しい状況を強いられているわけです。なかなか営業も成り立たなくて、税金を納めたくても納め切れないような、そういう業者さんもたくさんいらっしゃるというふうなことで目にしています。

その一方で、この間、大きな企業は優遇税制なり措置を受けられるような、そういう不公平がまかり通っているというふうな事態も続いているのかなというふうなことを思います。

摂津市自身でそうした中小企業に対する、また厳しい状況に置かれている零細企業に対する支援策みたいなことを、具体的にはこの場では申し述べませんが、引き続き取り組んでいただきたいという要望をここでも行っておきたいと、思います。

四つ目の質問のところ、これは小学校の跡地活用についてです。

これは、やはり基本計画を民間のコンサルタントにゆだねるという方向での出発がそもそもどうだったのかなというふうに思います。

跡地活用の部分で、やっぱり地元の皆さん、多くの方たちがその場に学校施設を残してほしいと、地域の人たちが活用できるような、そういうものにしてほしいという要望と、民間のコンサルタントとしては、活用についてどうももうけにつながるような、そういうプラン、見通しを立てられるのか、そういうところがやっぱり事業を請け負う根拠にもつながってくるかと思うんですが、それについてやっぱり行政にとってメリットが少ないとか、余り魅力が感じられないような、そういうことであるというふうにも思います。

それから、一方で、跡地の問題がなかなか見えなくて、パブリックコメントをとったときには、この19年度に基本計画が出て、そのときに再度、住民の方の意見を聞くと、そういう返事が市の方から出されているわけです。ただ、これがそのまま宙に浮いている状態であるならば、早急に次の手を打っていくべきだというふうに考えます。

市民の方から寄せられている意見の中には、学校跡地活用、この検討委員会、これを広く市民参加でやっていくべきではないかというふうな声ですね、パブリックコメントだけではなくて、多くの市民の声を直接聞く説明会を開いてほしい、こういう意見等々が出されておりますので、その点を踏まえて、また答弁いただけたらと思います。

次に、五つ目の人件費にかかわる職員数の問題ですが、民間に事業を移してい

ている部分、直営でやっていないというふうな部分がふえてきたと、また土木事業とかも減っているというようなことで、正規の職員は減っているわけですが、非常勤や臨時職員はやっぱりふえてきているわけですね。

そういった流れ自身にもちょっと疑問を感じますし、不安定雇用が今広がっている中で、役所としてそういうのをふやしていいのかどうか、この部分で、この間も先輩議員の野口委員長が言われていたかと思います。

また、保育所や学童保育など、こういった仕事にしても、やっぱり継続性、また専門的な知識を持っているのといないのでは、市民の方が受けるサービスそのものがやっぱり違って来るとも思いますし、正規の職員採用をこの部分でもやっていただけないかというふうな要望と、そしてちょっと先ほどの男女共同参画の部分とも重なりますけれども、保育所現場とか、今、この職員の配置を見ますと、皆さん女性でありますよね。最近では、民間・公立を問わず男性の保育士さんなんかも採用されているところがふえています。

私も実際、福祉職場で働いている中で、そういう方との交流もあるんですけども、初めの1人は採用されても、更衣室もない、トイレもなかなかとかというふうな、そういうような問題があったりするわけですが、やっぱり男女共同参画の視点からしたら、そうした男性の保育士さんというふうなこともあってよいのかなというふうに思っています。また、検討していただけたらと思います。

六つ目の人権推進にかかわっての説明は、わかりました。平和の問題のところでも、やはりイニシアチブをとって、ぜひ取り組んでもらいたいと、要望してお

きます。

七つ目の女性プランのところについても、男女共同参画センターの取り組みなんかの状況では、やっぱり女性の方中心ではありますよね。

私も何度か利用させてもらっておりますけれども、そんなに敷居は高くなく、普通には扱えるんですけれども、その利用の状況なんかもちょうと聞かせていただけたらありがたいです。

あと、最後の消防のところでは、結局のところ、向こうの業者が引き上げに来るとか、点検に来るとか、そういうふうなことではないわけですね。不具合があったら交換しますよと、そういうことだと思わなければならないわけですが、長年にわたってずっと使っていて、特に不具合があったわけでもないというふうなことですけれども、私、このホームページ上に芦森さんが載せた謝罪の文章、それからそういうのも持っているんですけれども、実際に謝罪に来てきちんと対処するというふうなことになっていないのかなというのは、ちょっと意外な感じがするんですけれども、またここに書かれているのは、「当社製消防用・消火栓用ホースに不具合がございました場合には、確実に回収及び交換させていただきます」というようなことでの今後の対応なんですけれども、これでいいのかももう一度見解を聞かせてもらえたらと思います。

以上、2回目です。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 真水の黒字が実感できる財政運営というふうなお話であったかと思っておりますけれども、本市、ご存じと思っておりますけれども、平成8年から実は平成17年まで基金を取り崩して黒字を計上いたしております。特に、平成17年度につきましては、これは真水の赤字と

いうんですか、16億円の赤字を出しております。決算上は黒字ということでございますけれども、そういった形で財政運営をいたしてまいりました。

こういった中で、平成16年度から資本費平準化債を発行いたしますとか、あるいは臨時財政対策債を発行いたしますとかを行いまして黒字を確保してきたわけでございますけれども、18年度に企業誘致分の増収がございました。

増収がありましたけれども、苦しいときの平準化債、それから臨財債、それを発行したまま財政運営いたしております。

ということになりますと、当然、真水の黒字と申しますか、出てまいります。19年度も黒字でございました。

ただ、先日、中期財政見直しをお示しいたしておりますけれども、この黒字につきましても、平成21年度までが黒字は確保できると考えておりますけれども、22年度以降、再び恒常的な赤字というふうなことになりまして、見込みでは、平成26年度には20億円の基金まで減ってしまうというふうな見込みをいたしております。

そこで、地方財政法には、単年度のみならず、翌年度以降にも財政の状況も考慮して財政運営をやりなさいというふうなことになっておりまして、余ったお金を単年度で使ってしまうと後年度に大変なことになるというふうなことでもございまして、我々としてはできるだけ経常的な経費につきましては抑えていきたいと考えております。

ただ、冒頭に弘委員がおっしゃいました乳幼児医療費助成の拡大、これは評価しているというふうなことでもございました。一方、事業についてはというふうな話もございましたけれども、我々としてはソフト・ハード、バランスのとれた財

政運営をしてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 学校跡地の基本計画について、コンサルタント業者にゆだねるのはそもそもどうだったのかというふうなご質問でございますけれども、もちろん我々職員でいろいろ検討しようかという話もございましたが、やはり業者の方で持っておられる専門知識が必要な場合もございます。

例えば、敷地の条件、現況調査でありますとか、周辺の施設状況、住宅条件、交通条件、いわゆる法律等による規制の状況でありますとか、あと不動産市場の状況、この辺のことにつきましては、なかなか我々では専門的に分析はちょっとできないなというところがありまして、コンサルさんを入れようというふうなことになった次第でございます。

ただ、今後につきましては、まだいわゆるスポーツセンターの条例の方で、グラウンドの方が23年3月31日までの暫定利用ということになっておりますので、今後、もし基本計画という形になるかどうか、基本方針という形になるかどうかということについてはまだちょっと決まっておられませんけれども、今後、業者さんを入れていくのか、それとも我々でそういう方針をつくるのかというようなことはまだ未定でございます。

また、庁内の検討委員会、こちらの方に市民の方が参画できないのかというふうなことでございますけれども、私どもの去年の春先から、両校区の自治会さん、それから先ほども申しあげましたけれども、学校体育施設開放委員会にも出向いております。また、障害者団体の方とも意見交換を持っております。

その中で、やはり市として、まずは市

の考え方というものをまず持っていかないとちょっとお話にならないのかなと。全く何もない状態でお話し合いをしてもなかなか結論も出てきませんので、まずは市の中できっちりと関係各課が連携をとりながら、どうすれば一番効率的かつ経済的な活用が図れるのかというふうなことを内部検討委員会の方で検討して、その基本方針をもって皆さんの要望をお聞きし、また説明させていただければなというふうにご考えておるところでございます。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 消防ホースの不正検定に係ります先ほどのご質問なんですけれども、今現在、全国的に360万本ぐらいが該当するというので、実は芦森工業からも再発防止に努めますといった内容の文書は来ております。また、検定協会等も進捗状況を監視していきますというような形は来ております。

そして、代理店を呼びまして、普通で考えたら、こういう場合、回収というのがこの製造メーカーさんでもやっている話と違うのかなということで追及はしましたけれども、現時点では具体的な回答というのはまだ得られておりません。

なお、今後とも、総務省消防庁、また検定協会等も動いておりますので、他市とも状況等、連絡をとり合いながら、この件につきましては、今後また適正な方法でしていただけるようにまた努めていきたいと思っております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係ります2回目のご質問にご答弁申し上げます。

男女共同参画センターで実施しております講座・事業等の状況につきましては、事務報告書の38ページ、39ページの

方に記載をしております。

男女共同参画センターで実施しております講座につきましては、原則、男女双方に幅広く受講いただけますようなテーマでありましたり、内容にさせていただくよう、創意工夫を重ねているところでございます。

大変申しわけございません。男女別にトータルの総数を集計した資料がございませんけれども、例えば昨年度の状況で見ますと、団塊世代をターゲットにしました「生涯現役で楽しく暮らす」というような講座も企画をしております。そこには延べ受講者数85名のうち男性12名の参加をいただくなど、そのほかにもウィズ名画劇場でありますとかパソコン講座、そういったところにも多数の男性の参加をいただいているところでございますので、今後とも男女共同参画社会を男女双方の課題としてとらえていただけますような講座内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えます。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、先ほどの財政問題の部分で、三位一体改革の部分についてご答弁が漏れておりましたので、私の方から答弁させていただきます。

まず、三位一体改革なんです。国と地方の仕事の配分のウエートは、国が4で地方が6というふうになっております。それが財源的には逆転をしまして、国の方が6、それから市町村の方が4ということになっております。そのギャップを埋めるために、いわゆる国庫補助金が市町村の方におりてまいります。

この補助金、おりてくるだけだったらいいんですが、そこには国の関与が当然出てきますし、いろんな規制も、あるいはいろんな細かな部分の、要は義務づけも当然出てまいります。それらから解放

するために、いわゆる三位一体改革で自由に使える財源を地方の方は欲しいということで、三位一体改革が始まりました。

ところが、実際には、1回目の、いわゆる16年から18年の三位一体改革の結論といたしましては、先ほど財政課長が言いましたように、国庫補助負担金の改革では4.7兆円の削減が行われました。これは全国ベースでございます。それから、税源移譲が3兆円、それから地方交付税の改革といたしまして、臨時財政対策債を含めて、5.1兆円の削減になりました。

これでいきますと、国庫補助金の負担金の4.7兆円と、それから5.1兆円の地方交付税改革、これで9.8兆円でございます。それに対して3兆円しか地方はいただいているという結論になっております。これが地方全体の、要は第1次三位一体改革の矛盾点でございます。

ところが、本市は、16年以降は普通交付税が不交付団体になっております。そこで、地方交付税で削減されましても、実質的には影響がないということになります。

国庫補助金が、先ほど課長が言いましたように、約6億円の補助金、あるいは交付金化によって6億円ぐらいが削減になっております。ところが、市民税のいわゆる税源移譲のところで7億円から8億円ぐらいの増収になっております。

これでいきますと、本市の部分については、全国的なレベルの判断ではなしに本市だけをとりましては、やはり有利な財源移譲になったのかなというふうなことが言えると思います。

ただ、今後につきましては、地方六団体を含めまして、いわゆる地方交付税の復元というような形で増額要求が出てお

ります。

今、国の方では、地方分権改革推進委員会が今活動されておりまして、来年になれば、第2次の地方分権一括法案が出るというような予定になっております。それについては、どういうふうになっていくのかは今後の推移を見なければならぬというふうには思っております。

それから、市民サービス向上に向けた財政運営ということで、一言お話をさせていただきたいと思っております。

この前の議会の方で、20年度の補正予算後の金額としては、一般会計で350億3,000万円ぐらいの予算規模でございます。

例年、今の時期になりますと、来年度の予算要求に向けまして、これから12月に部長査定、それから1月には市長・副市長査定をやりながら、来年の予算を締めていきます。

こうしたときに、各課の方から非常に多額な予算要求が出てまいります。昨年の例でいきますと、30億から40億、以前、最高のときには50億ないし60億円ぐらいの財源不足額の要求が出てまいります。その中で、議会費に始まって予備費に至るまでのいろんな款・項・目がございまして、その中で、バランスよくどういうふうに財源を配分をしていくのか、これは今後の課題というふうに思っております。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしたら、最後になりますが、ちょっと3回目の質問というか、発言とさせていただきます。

税金の問題では、やっぱりこの一連の流れが地方にとっては不利であるというようなことで認識をしている中で、この摂津市がよくなっているのか悪くなっているのか、とても見えにくいというのが、

この間、私の中でもありました。

今、説明をお聞きして、大体わかったかなと言える状況にはなっているんですけども、それにしてもこれですよ。これはちょっとやっぱりどうかというふうに思うんです。

これを見ましたら、地方が税収がふえることになり、このくくりは「よりよい行政サービスが受けられるようになります」と、こういうものを、これ発行しているのは摂津市の市民税課というようなことになっていきますから、政府がひな形をつくって、こういうものでおろせというふうなことだったのかもわかりませんが、本当にこういうもので市民にお知らせするというのがよかったのかどうかというようなことも、これは年度をくくる決算でありますから、ちょっと総括してもらえたらというふうに思います。

それから、あとは小学校の跡地活用にかかわってですけども、やはりまだまだ地元の方たち中心に、あの場所に愛着もあって、どうなるのかというようなことはずっと思っているわけです。そういうことからしても、やはり住民の納得と合意を得て、いろんな市の施策を進めていくという基本点に立ち返ってもらうというのが大事かと思っております。

私、先日、アクションプラン、集中改革プランというのも見せてもらって、その最後のくくりのところにも、やはりそういう職員の市政にどう取り組んでいくのかというような基本的なことがこの最後には書かれているのかなというふうに思いました。

「住民参加を促し、住民が主役の自治体を実現することが、行財政改革を通じて今後本市が目指すべきものなのです」と、そういうくくりであります。

そういうことから言っても、やはり今、

跡地についていろいろと願いや要求を持っている、そういう市民の方たちと一緒に今後の活用について、またまちづくりについて、いろいろと議論し合うようなことを要望したいと思います。

あとの点については理解いたしました。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 税の方のパンフレットということでございますが、この税源移譲の部分につきましては、個人の市民の方につきましては、いわゆる所得税が低くなり、それから住民税が同じ分だけ大きくなるということで、個人にとりましては何ら変更はございません。

一つは、もう一つ、それを補完するように、例えば住宅減税が、いわゆる所得税で受けられる方が、所得税が低くなることによって住宅減税が十分受けられないと、そういうような方につきましても、いわゆる住民税の方で減額ができるということになりますので、すべて個人の負担はふえないというような形になります。

ただ、先ほど言いましたように、この税源移譲の部分につきましては、いわゆる市町村が自由に使えるお金、国の方から制約のないお金、これがふえたということでございますので、先ほど言いましたように、予算編成をするときにも、やはり国庫補助金でありますと、当然特定財源で用途が決められてしまいます。そういう部分では、自由裁量ができたのかなというふうなことで、市民の皆さん方にはいろいろな事業施策が少しでも展開できるというような意味合いで、そういう文書にさせていただきました。

○野口博委員長 弘委員の質問は終わりました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 48 分 休憩)

(午後 1 時 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

質問を引き続きよろしくお願ひいたします。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、決算概要を中心といたしまして質問をさせていただきます。

まず、37 ページ、款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 1、一般管理費、秘書課のご所管になりますが、一般事務事業の中に各市長会の負担金がございますけれども、この市長会というものは、恐らくいろんな役職というものが存在して、これまでいろんな役職をこれまでしてこられたかと思うんですが、この 19 年度中に任期であった役職をお示ください。

そして、この同じ項目の中の一番最後には北大阪助役連絡会というのがあるんですけれども、今現在、助役というのは副市長になっておるかと思うんですけれども、今後、この会はどういうふうに変更されるのか、ひとつお伺ひいたします。

続きましては、38 ページになります。人事課ご所管の創造的人材育成事業ですね。これにつきましては、これまでも何度となく質問等させていただいておるんですけれども、先日、資料をいただきまして、研修の後、報告書のようなものを作成しておると。それで、平成 17 年のときの報告書と新しくなった報告書をいただきました。

これを見ていると、所属長からの所感というものは、目標がふえておりますので、そういった点で、こういった知識を身につけ、また今後どのように活用していくのかという目標が明確にされるとお思いますので、それは非常に喜ばしいことだと思います。

しかしながら、その所属長のみならず、

やはりその課全体としてインプットしてきたことをアウトプットというか、周知していただくのも、やはり今後継続的に行っていただくべき目標だろうとも思います。

今回は、この資料をいただきまして思うところは、人事課としてそういった観点、今後、どのように課単位で周知というか、その研修の成果を共有していくのかという目標について、今、そういった認識をお持ちのところをお伺いいたします。

続きましては、42ページ、情報政策課のご所管ですね。地域情報化事業の中にあります庁内ネットワーク保守委託料という項目ですが、これ、予算の段階で安全で専門的な対応をとるためというふうな理由で、この庁内ネットワーク保守委託料が計上されておりました。この執行後において、どのような結果が得られたのか、まずお示しをいただきたく思います。

次に、43ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目2の文書広報費になりますが、秘書課のご所管で、広報紙にかかわる事務についてなんですけれども、これまでの議論等で全戸配布のスタイルは固まったと思います。それであれば、次に目指していくべきは、恐らく紙面の内容であるとか、情報の精査であると思うんですけれども、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

そして、その2段下のホームページ事業につきましては、これまでいろいろ一般質問や委員会等で発言をしてきておられて、この事業に至ったわけなんですけれども、それにつきましては、各位のご尽力に敬意と感謝を表すところでありませう。

しかし、個々に新しくなった機能がいろいろ

いろいろついているかと思うんですけれども、やはり各課において、また全体としてそういった機能を生かしてこそ、このリニューアルがより生かされるものであると考えております。その変更された現状と今後の課題というものについてお伺いをいたします。

次に、44ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費、総務防災課ご所管になります。庁舎管理事業の中の光熱水費でございます。予算の段階では、私、前年度等と比較してちょっと多いのではないかというふうな発言をしておるんですけれども、この結果、4,172万ということになっておられて、前年度と比べますと約200万ぐらいですか、増加しております。

これは、昨今の原油価格の変動であるとかが要因だと思われておられて、今、対策としてこれがいい、悪いということとはできないと思うんです。しかし、市長の人間基礎教育の中に「節約」という項目もありますので、そういう観点からですと、大もとの値段が上がっているから、こういった値段も上がるんだというふうな認識はあるとしても、そういった節約の心を各課、本庁だけでなく、ほかの学校施設などとかも持っていただきたいところでもあります。この点について、担当であります総務防災課の方から一言お願いします。

そのすぐ下にあります車両管理事業なんですけれども、このほかの課でも車両管理事業という項目が上がっておりまして、ちょっと思ったんですけれども、今、市で保有していると思うんですけれども、これをリースに切りかえるというのは、費用の面であるとか、そういった点から、どういうふうな効果になると思われませうか。

もし、最近、あちこちの自治体でリースに切りかえているところが出ておりますので、もしそういった検討をしておられるのであれば、その費用等の面、市で保有した方がいいのか、リースの方がまだ安くなるのか、そういった情報についてお教えいただきたく思います。

続きましては、46ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費、政策推進課ご所管中の地域コミュニティセンター構想策定事業ですね。これは、3万円の決算ということでして、似たような名前と言っては失礼になるんですが、コミュニティプラザという施設の方の支出項目もあります。

こちらとこの地域コミュニティセンターというのはもちろん違う視点でスタートしておるとは思うんですけども、これまでに、この備考にあります、基本構想の策定に向けた基礎資料の検証等はそのようにして行われておるのかということをお伺いいたします。

次に、48ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目10、電子計算費、情報政策課のご所管になりますね。行政情報化推進事業の中にあります通信運搬費、決算額が251万8,740円と。

これなんですけど、当初の時点では、その前年より100万円ほど多くなっておりまして、いろいろな費用で増額計上になっておるというご説明だったんですけども、結果としては特に大幅な変動はなかった点に落ちついているんですけども、結局、プラスマイナスがなくなったということで、若干大丈夫なのかなという不安があるんですけども、その点、ご説明をいただければと思います。

そして、次の基幹業務オープンシステム事業というところなんですけれども、これは同じくいろんな議論の中で行われ

たホストコンピュータシステムからのオープンシステムへの移行費用であるということで、19年度に各種の移行が行われたものと認識をしております。

その中で、いろいろな問題点や対策すべき点等が見つかったと思うんですけども、それについて担当課としてのご見解をお伺いいたします。

それで、事務報告書の63ページ、ここにはセキュリティ強化対策事業として、「個人情報取扱事務届状況」とか「個人情報保護及び情報セキュリティの徹底」という項目が明示されておまして、この中には、例えば備考の欄ですと、平成19年7月11日に、情報保護の観点から「Winnnyコンピュータウイルスの脅威」であるとか、同じく平成19年12月3日には、USBメモリーについてのセキュリティの徹底が行われていると記録がされております。

最近でも、USBの紛失事件等がありまして、その点、やはり市民の方からするとかなり不安な点があると伺っております。特に、個人情報の話ですので、それにつきまして、やはりこれまで副市長名義でしたか、セキュリティの徹底についての通知文とかが出ておると思うんですけども、そういったUSBと外部メモリーの話とあわせて、市のコンピュータシステム、これの例えばハッキングであるとか、大阪府の方のサイトにもあったようなのですが、コンピュータに侵入してくるといったことで、それで情報を抜いていくという観点のセキュリティも今後皆さんで共有していただきたいところではあるんですけども、こういった点について、今回のこういったセキュリティを踏まえた上で、担当課としてご見解をお伺いいたします。

続きましては、決算概要の50ページ

です。款2、総務費、項1、総務管理費、目13、男女共同参画センター費です。これの女性問題相談事業という項目があります。

事務報告書の36ページにあります、この相談別相談内容というのがそれに当たろうかと思うんですけども、ここにはいろんな面接相談や法律相談、電話相談があるというふうな報告でありまして、例えば法律相談ですと、夫婦とか離婚とかですが、近隣の市の話なので、本市ではないんですけども、その法律相談等にいられた女性の方がいらっちゃって、ちょっとしたもともとは相談だったはずなんですけれども、どうもその担当された方が、もう最初から離婚ですねというふうな結論で相談を進めていったという話を伺いました。

本市では、そういった話は私も聞いておりませんので、ないと思うんですけども、やはりそういう本人はどう思っておられるかはわかりませんが、悪意のあるような誘導的な相談は極めて引かないけないと思っております。そういった点について、担当課としてのご見解をお伺いいたします。

続きましては、決算概要の55ページ、款2、総務費、項2、徴税費、目1、税務総務費、市民税課のご所管ですね。臨時職員賃金についてなんですけれども、これも予算のときに増額の絡みから縮減に努めるというふうな答弁をいただいておりますが、今後、税制改正等、先ほどの弘委員との質疑・応答の中にもいろいろありましたけれども、制度改正等が始まると、どうしても残業であるとか休日出勤等、また夜間等の対応もふえてこようかと思っております。

そういった点を加味しますと、一概に減らせばいいとか、そういう議論になら

ないんですが、そういった点は公平にといいますか、見ていかないといけないと考えております。そういった観点から、この臨時職員等、また課としてどういった対応をしていかれるおつもりか、今、お話しできる範囲で結構ですので、お伺いいたします。

続きましては、60ページ、款2、総務費、項4、選挙費、目2、府議会議員選挙費、あとこれはお話しとして続くんですが、参議院選挙と府知事選挙も。

先般の一般質問で、確か安藤議員がお問いになっていたかと思うんですが、選挙公報について。これは、今、新聞折り込みと、一部、施設で据え置きというか、来られた方に配布するよという形であったかと思うんですけども、例えばそういった新聞をとっていないとか、そこに、施設に行くのが時間がないとかという方々に向けて、ホームページに何らかの形でこの選挙公報を載せるということは可能なんでしょうか。これをまずお伺いします。

そして、今回の決算にはこのように上がっておりますけれども、本市では時々、いろんな選挙が同一年度に同時に行われることがあるかと思っております。そういったときに、確度の高い、この参議院はほぼ間違いなくこの時期に行われるというのがわかりますし、府議会議員選挙とかであれば確度も高いかと思うんですけども、そういった選挙の事務で、このいろんな項目がありますけれども、その項目の中で、例えば府議会議員選挙と参議院選挙のこの事務は継続して契約することは可能なんでしょうか。もうそれであれば、先方の手間も省けるかと思うんで、ひとつお伺いいたします。

次に、125ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の消防

庁舎管理事業でございます。ここの光熱水費なんですけれども、予算の際、明原参事が、この計上に関する経緯を説明された上で、「経費の節減に努める」というふうにご答弁されておりますが、今回、このような結果になっておりますので、要因といいますか、原因の方のご説明をお願いしたいと思います。

その次に、124ページに戻るかと思うんですが、この年度に新しく消防職員として女性職員がお二人配属になったかと思えます。ちょうどそのときは、市長のテーマとして女性も入っておって、非常にいろんな制度を整えてスタートしますよというふうな流れであったように記憶しております。

今回、女性職員ということで、これまでの施設の改修であるとか、いろいろあったかと思うんですが、あと出動の際のまた違いもあったかと思えますし、そういった点からしますと、どのような検討すべき点があったのか。これについては、多分、法律的な面であるとか、実務の面、いろんな側面があると思えますので、そういった点をまずお伺いいたします。

127ページにあるんですけれども、消防署ご所管で指令・通信事業の緊急情報システム等保守管理委託料というので1,175万、決算として計上されておるんですけれども、これは一つの例といたしましても、今般、新しいはしご車が導入されまして、あれは作業がコンピュータ制御されておるところがあるというふうに伺いました。

市民税、固定資産税等でも、いろんなシステム改修の費用がかかっておるのは重々承知しておりますので、そういった点を考えますと、こういった消防活動における保守委託料とかも今後検討していかねばならない、検討するというのは、

もちろん価格交渉という面でございますけれども、そういった点について、現時点でどのようなお考えかをお伺いいたします。

○野口博委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 三宅委員の5点のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目の地域情報化事業の庁内ネットワーク保守委託料でございますが、摂津市の通信回線が、まず3系統、これは以前にもご説明申し上げたかと思うんですけれども、まず税や国保などの個人情報情報の満載されているものにつきましては、インターネットに出ず、専用回線でできております。

それから、国と大阪府と市町村をつなぐ部分、これも閉じた世界でございますが、ここはL G W A Nの回線を使用しております。

それから、三つ目でございますが、その三つ目が今回対象となる部分でありまして、外部インターネットと接続をしている部分がありまして、これが事務用として使っております庁内L A Nのネットワーク回線であります。

このネットワーク回線が一番インターネットと接続しておるために、先ほどもご質問にありましたように、コンピュータのハッカーであるとか、あるいは不正侵入を試みようというような方が一番多くて、ここが一番危険な状態にあります。

この庁内L A Nのインターネットに接続されている部分につきましては、これまでは平成14年からWindows 98のネットワークシステムを使っておりましたが、平成20年度からWindows X Pで毎年庁内のパソコンを入れかえていくという形になりますので、かなり性能性の高いシステム導入が必要になってくるということになります。

この部分で、まず平成20年度に入るまでに、現在の状況のネットワークの状況がどうなっているかというようなインベントリー調査と申すんですけれども、そのような情報資産の調査と、それから外部侵入を防止するための保守委託というものを行っております。

それから、2点目の電子計算費の通信運搬費でございますが、これは三宅委員ご指摘のとおりでございます。平成19年度の当初予算では351万7,000円を計上しておりました。決算額は、平成18年度決算と同額の251万8,740円と同額になっております。

100万円ほど予定しておりましたのは、市民サービスコーナー5カ所の(株)NTT西日本-関西の、あるいは(株)ケイ・オプティコムが1カ月100万円ほどで、年間1,200万円という定価でございます。これを3月に市民サービスコーナーをオープンシステムに入れかえるために通信回線を必要としましたので、1カ月分の予算を計上しておりました。

ですが、テスト稼働をできるだけ多くして、本番稼働を1日だけにセッティングさせていただいた結果、1日分でも1カ月の本来は契約になるということを当初からは言われておったんですけれども、値引き交渉をちょっとしまして、1カ月分をカットしていただきました。

それと、平成20年度からは、(株)ケイ・オプティコムと(株)NTT西日本-関西とで5年特約の入札を行いました。月額100万であったものが31万371円25銭というように入札で下がっております。

それから、3点目でございますが、基幹業務オープンシステム事業のシステム移行料、決算額が3,892万1,40

0円というものでございますが、これも先ほど三宅委員からご指摘のとおりで、平成20年4月からのオープンシステムを本格稼働するために、まずデータ移行の分が総件数1,005万6,897件のデータ移行をしております。この分が2,948万6,100円、単価で申し上げますと、1件につき約2円90銭ぐらいでデータ移行をしております。

それから、新システムに入れかえるに当たりまして、大阪府地方単独事業でありますとか、摂津市独自の老人医療費の助成制度でありますとか、それから児童手当、あるいは児童扶養手当などの年齢制限でありますとか、そういうものが摂津市独自のカスタマイズが必要となりますので、それにかかりましたシステムの改造経費が943万5,300円、合計額3,892万1,400円となっております。

それから、この中でどのような課題が見つかりましたかというご質問でございますが、現実の話申し上げますと、データ移行は、とりあえず終わった状態にありますが、現在もまだ産みの苦しみが続いている状態で、21年度も、1年間かけて安定稼働を図れますように、14課34システムの担当の皆さんといろいろご協力をいただかなければならない状態にあります。

それに加えて、また21年度は、まず21年1月は税の年金特徴のeLTAX(エルタックス)が始まりますし、それから今、国の方で問題になっております定額給付金のシステムの開発が、現在、内部で協議をもう既に始めておりますが、その問題があります。

それから、4月からは、公会計制度、総務省の改訂モデルでございますが、それに対応した財務会計システムの稼働を

始める予定になっております。

それと、もう一つは、21年の12月からは、市民課におきまして戸籍システムを本番稼働しますので、戸籍の個人情報のデータをプライバシー情報を保護した形で移行してシステムを稼働させると、そういうようなことがあります。

ほかにも細かいことはいろいろとあるのでございますが、各課の皆さんにご協力をいただいております、何とか切り抜けている状態でございます。

それから、事務事業報告書の、例えばUSBの紛失についてであります。平成19年7月11日付で副市長から、全職員と、それから教育委員会の小・中学校へUSBの持ち帰りを禁止、あるいは個人情報の取り扱いについての注意喚起を促してきたところでありますが、事務報告書にございますように、19年11月26日に小学校におきまして、全校児童443人分の給食費の徴収状況の載ったUSBが紛失となっております。

これにつきましては、12月3日に情報政策課でも持ち帰りを禁止ということを徹底いたしておりますのと、それからやむを得ず持ち帰る場合については、所属長の承認を得てもらうということ、それからUSBそのものに暗号化をして、もしも落としても一般の人では解読できないようなUSBを、財政課の協力を得て年間契約をしております。

それから、また20年11月7日につきましては、福祉施設におきまして、障害を持つ園児8人の食事など生活状況を記録したUSBがスーパーで買い物中に盗まれたということでございまして、これにつきましては、11月10日付で部長会におきまして、副市長から外郭団体への個人情報の保護、あるいは情報漏えいの防止を徹底するようということ

指示されております。

それから、それにつきまして、サイバーテロというんですか、そういうもののセキュリティについてはどういうふうにお考えですかということでございますが、基本的には、先ほど申し上げましたネットワーク保守委託料の中で、最新のものについてはログの管理、あるいはメールに不正なメールが含まれておれば除去、それからウイルスが外部から入ってくるものについても排除するような仕組みをしております。

それから、もともとファイアウォールというものを設定しております、システムのエラーチェック、それよりもまず何よりも人的なセキュリティが一番大事でございまして、これはいつもそうなのでございますが、ウイルスチェックをまめにやっていたりとか、それから個人情報の入った外部メモリーは持ち歩かないというようなことを徹底していただくとか、そのようにしていただくことが一番ベストだというふうに考えております。

○野口博委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、秘書課、市長会にかかわりますご質問にお答えをさせていただきます。

市長会は、ご質問のとおり、四つございまして、北摂市長会、大阪府市長会、近畿市長会、全国市長会、この四つに本市は加盟をいたしております。

19年度の役職につきましては、大阪府市長会におきまして、所属いたします北摂ブロックからの推薦を得まして市長会総会で副会長の役職に当選をいたしております。

それから、2点目の北大阪助役連絡会負担金、この名称につきましては、ご承知のように、19年4月1日より副市長

制度が導入されまして、名称変更するところでございますが、予算につきましては、20年度から名称が「北大阪副市長・副町長連絡会」と変更をさせていただいております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 それでは、決算概要の55ページでございます。市民税課所管、一般事務事業の臨時職員賃金で、当初予算のときに増額したが、縮減に努めると言っていた。今後、課としてどう対応していくのかというご質問でございます。

平成19年度当初予算見積りみの段階で、税制係で雇用しております臨時職員につきまして、従来は週3日勤務体制で予定しておりましたが、法人市民税に係ります無申告法人の実態調査等を行うに当たりまして、勤務日数を週3日から週4日勤務に変更させていただきました。このことから、20万8,000円の増額を19年度当初予算に計上させていただいたものでございます。

19年度決算では、結果的に20万5,000円ほど残ったわけですが、これにつきましては、ことし4月のオープンシステムの本格稼働に向けまして、平成20年1月から新課税システムを並行稼働を行いまして、従来の課税事務のやり方を工夫した結果、2月から3月にかけての臨時職員の雇用日数等の見直しを行いまして、従来、この時期、2月には9名、3月には10名を雇用しておりましたが、19年度は2月に8名、3月に9名と、1名雇用を減らしたものでございます。

今後の雇用計画でございますが、市民税の課税システムもことし4月からオープンシステムに変わります。従来の方から比べて大きく変わっております。

また、委員が申されましたように、今後、制度改正もいろいろとございます。特に、来年10月からは公的年金の特別徴収制度が実施されます。この業務の運用の部分で、また新たな業務がいろいろと出てまいります。まだ、これから細かい点などいろいろと詰めていかなければなりません。いずれにしても臨時職員の配置を工夫しまして、より効率よく業務が行えるよう雇用計画を立ててまいりたいと考えております。

○野口博委員長 石原参事。

○石原人事課参事 それでは、私の方から人事課に関するご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。

人事課では、研修後、受講者に職員研修受講報告書と職員研修アンケートを提出していただいております。

職員研修受講報告書につきましては、先ほど委員申されたとおり、平成18年度から一部改善し、それまでの研修成果と研修感想の報告をしてもらう様式から、より研修の効果を高めるために、研修で習得した知識・スキルを今後実務にどのように活かしていくかという報告と、様式の中にもう一つ所属長記入欄を設け、所属長が研修受講者から研修の内容、成果等の報告を受け、そのことを踏まえて、研修で習得した知識・スキルの今後の活用方法についての的確にアドバイスをいただけるようにいたしております。

それらのことから、各課の職場研修の中で研修で習得した知識・スキルが各課の中で浸透しているものと人事課としては期待しております。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課に係る女性問題相談事業についてご答弁申し上げます。

男女共同参画センターが実施しており

ます女性のための相談事業につきまして、相談者に安全で安心な相談の場の提供を行うものでございまして、支援する相談員につきましては、相談者の立場に立ち傾聴する姿勢を持って、相談員ご本人が自己決定できるよう、必要な情報の提供や助言を行うものでございます。

委員が懸念されるような事例はあってはならないことと考えておりますけれども、現状、相談の場の提供にとどまっております。センター職員が相談内容の詳細にまでは立ち入りませんことから、相談者から直接の訴えがない限り、センターとしては把握することができないというような状況でございます。

これまでも、そのような訴えはいただいておりますけれども、委員ご指摘のような事例が生じませんように、相談事業の基本姿勢を再確認いたしまして、今後とも安全で安心な相談の場の提供に努めてまいりたいというふうに考えます。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 総務防災課の方からは、決算概要の44ページ、光熱水費の件、車両管理事業の件、お答えさせていただきます。

光熱水費でございますけれども、ふえたということでございます。これは、この大きな要因といたしましては、昨年度の8月、9月の猛暑というのが大きな要因になっておるかとは思いますが。

昨年8月は、月平均気温が29.9度ということでございまして、今までにない気温になっております。また、9月も相当猛暑日が異常に続くというような事態でございまして、このあたりがやっぱり原因の大きな部分を占めるのかなと思っております。

節約の心でということで、当然、今後ともそういう電気等については節約をとい

うことでございますが、個人的などうか、職員自身の努力もさることながら、空調機につきましては、やっぱり経年劣化というのが相当来ております。これ、調査をいたしまして、19年度におきまして、約500万円の修繕費をかけまして、室外機のオーバーホール等をいたし、電装品の載せかえ、洗浄等を行いながら、効率的な電気の使用について努力しておりますが、今後とも職員個人、個人の努力とともに、機器の更新等を計画的に進めることによって、より省エネに努めてまいりたいなというふうに考えております。

車両管理事業でございますが、車両につきましては、以前から集中管理であるとか、いろんな方法で効率的に使えばどうかというお話もでございます。そのたびにお答えをいたしておりますが、一定の台数は必要であるという認識は持っておりますが、これにつきましても、普通自動車から軽自動車への変更であるとか、できるだけ経費を下げるというふうに考えております。

リースをということでございますが、現況、私どもリースを利用してはおりません。今までが相当15年程度軽自動車を使ったというような例もありまして、ちょっとリースになじんできていないのかなという思いもあります。

ただ、今後につきましては、リースも含めて、さまざまな手法で購入費用を平準化していくということも非常に大事なことはないかなと思っておりますので、今後検討して、研究もさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 吉田参事。

○吉田市長公室参事 それでは、私の方からは政策推進に係ります地域コミュニ

ティ構想策定事業というところの点から、委員のご意見としてコミュニティプラザとの整合性、それと今後のかかわりという点について答弁させていただきます。

まず、地域コミュニティセンターの構想でございますけれども、今日まで、平成19年度におきましては、南千里丘の方でまちづくり懇談会というのを開催しております、先般、17日も開催する中で、約29回、今日まで開催させていただいております。

そこで、今日まで約4回、コミュニティにかかわる意見をいただいております。その意見としましては、約700近くコミュニティにかかわるご意見を賜って、それを今日まで取りまとめし、またコミュニティプラザの方にも反映させていただいているというのが現状でございます。

ただ、コミュニティセンターにつきましても、やはりここで明記させていただいているように、地域コミュニティという一つのくくりがございますし、コミュニティプラザそのものは都市の核として、拠点として整備したいという市の方針もでございます。

ただ、コミュニティセンターにつきましても、やはり地域のコミュニティの核という位置づけを考えておりますので、そのあたりのすみ分けをきちっとやっていきたいという考えを持っております。

ただ、その中には、やはりコミュニティの大きなくくりがございますので、やはりそのコミュニティに対する市民の方々のご意見やご要望等をやはり基本的なところに置きたいということで、懇談会の方のご意見も当然参考にさせていただきながら生かしていきたいというふうに考えています。

施設の内容でございますけれども、前の特別委員会にコミュニティプラザの基

本計画をご提示をさせていただいて、施設の配置等もご説明を申し上げてきた経緯がございますけれども、やはり摂津市については、ある程度分散型じゃなしにスモールシティとしてやはり集約して有効に施設を使っていたらいいということも我々の意識の中がございますので、やはりむだなものはつくりたくございませんので、必要なところに必要な施設を計画的に、地域コミュニティセンターも含めまして配置をしたいというふうに考えておりますので、そのあたりできるだけうまくコミュニティプラザとセンターとはきちっとすみ分けた中で整理していきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは、私の方から広報に関して、2点お答えさせていただきます。

広報紙についての全戸配布が達成できた今後についてですが、広報おしらせ版につきましても、昨年7月から委託業者による全戸配布に切りかわり、当初の混乱につきましても一定おさまり、定着したところと判断しております。

広報紙についてですが、ホームページが普及しても紙でお届けする広報紙は、各年代の方にそれぞれの生活の中で読んでいただけるものと思っております。それだけに、広報紙は見やすく、読みやすく、紙面に強弱のついた、読み手の市民を飽きさせない工夫も必要と考えております。

今、全戸配布ができた段階で、特に1日号につきましても、イベントなどの行事案内、講座の申し込みなどが中心です。せっかく届けられている情報がそれだけでは、見る側の市民に立ったとき、少し物足りなさを感じているものとも感じております。

今後、広報紙をより見やすく、わかりやすくしていく中で、今、内容の充実も課題として提起されております。

あわせて、1日号の紙面構成の見直し作業も今後進めていきたいと考えております。

続きまして、ホームページのリニューアルに関してですが、ITの推進に伴いましてホームページに求められるものが変化しまして、2004年JISの規格として発表されました、だれもが利用できるアクセシビリティ、ユーザビリティへの対応を重点に全面リニューアルいたしました。

見やすさ、使いやすさを追求するとともに、あわせてこれまでホームページの管理手法を見直すため、新たにコンテンツ管理システムを導入いたしました。

このコンテンツ管理システムと言いますのは、ページ作成、更新、削除などが簡易に効率的にできるように支援するシステムの総称のことです。

新たに組みました、このシステムで担当各課の方からページ更新をしますが、そのできるようになった機能について若干紹介させていただきます。

ホームページの専門知識が不要で、担当各課におきましてページが作成できることが第1点です。

アクセシビリティに対応させるため、自動チェックがかかります。JISに準拠したページ作成ができるようになります。

例えば、日付の数字につきましては、普通、ホームページ上では半角が基本とされています。全角で入力した際などにつきましては、自動的に半角に置きかわるなどの機能があります。

また、担当各課におきまして、タイムリーな情報提供としまして、あらかじめ

公開の日を指定してページをつくっておくことや、また公開期限、情報の鮮度といいますか、不要になった情報がいつまでも公開されている部分が残らないように、公開期限の設定などでもできるような機能を付加しております。

また、トップページへの新着情報、お知らせに、担当各課がつくった情報の見出しをつけましてリンクを張ること、トップページにおきましてのイベントカレンダーに登録したり、目的や対象を設定した項目へのリンクも担当各課の方でできるようなシステムでございます。

こういったシステムを導入しましても、実際、情報発信するのは、各課の取り組みでございます。職員一人ひとりの情報発信者であるという意識を持っていただくことを今後とも広報から呼びかけていきたいと考えております。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方から選挙管理委員会に係りますご質問についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目のご質問の選挙公報を今のところ新聞折り込み、施設への据え置きという形で対応させていただいているところなんですけれども、それをホームページに載せられないかというご質問についてですが、現行、選挙公報の発行については、国政選挙、府知事選挙においては、公職選挙法に基づき行っており、また府議会選挙においては、府の条例、市の市議会議員、また市長選挙においては、市の選挙公報の発行に関する条例に基づきとり行っているところでございます。

選挙公報につきましては、現行法令上では紙の印刷物による配布というふうになっておりますので、ご質問のホームペー

ジにて掲示できるようなことにはなっておりません。

また、したがって今までのところ、選挙委員会でもとり行っているところではございません。

続きまして、2点目の同じ年度で複数の選挙があった場合、同じような業務について一括して契約できないかというご質問についてご説明させていただきたいと思っております。

このことにつきましては、委員ご指摘のとおり、選挙管理委員会といたしましても当然一括した入札や見積もり合わせ、こういったことについては必要なことと認識しているところでございます。

今後におきましては、一つひとつ委託内容を見直させていただきまして、今までの選挙の委託状況とかから傾向とか、そんなことをいろいろかんがみまして、複数の選挙がございましたら、そのようなケースが今後生じたときには、またそのようなことについて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 それでは、女性消防吏員についてであります。

まず、総務課所管分についてお答えします。

現在、女性消防吏員は2名おりまして、両名とも9時から翌9時までの隔日勤務をとっております。

女性消防吏員を取り巻く法的な環境がありますが、労働基準法及びこれに基づく厚生労働省令におきまして、1番に重量物を取り扱う作業、そして2番目に有毒ガス、これは塩素でありますとか、シアン化水素、一酸化炭素、これらを含みます。それらを発散する場所における業務が女性の妊娠・出産に係る機能に有害

であるとして、就業制限がございます。ございますが、この就業制限を理由にして女性消防職員の職域から災害現場業務すべてを排除することは決して適当ではなく、合理的解釈を持って、一定の警防活動業務は可能であると、このように考えております。その趣旨を踏まえ、災害現場に対処する消防署へ現在は配属しております。

それと、委員ご指摘の留意を要した点であります。一つ目に、深夜業務に就業するに当たりまして労働安全衛生規則、これに基づきまして、女性用の仮眠場所、女性用の便所、それと浴室の確保等庁舎の環境整備も完了させました。

二つ目に、セクシュアルハラスメント防止につきましては、職員研修によりまして、全員が確実に重要性を認識しまして、相談員も設置しておりますし、市の開設する相談窓口の活用も進めております。

それと、妊娠の報告があった場合ですが、当該期間の配置がえ等、そういう面も考えております。

次に、日々の実務的な部分につきましては、所管課消防署からお答えをいたします。

○野口博委員長 本山課長。

○本山警備第1課長 それでは、私の方から、引き続きまして現在の女性消防士の勤務状況、それから先ほどもう1点ありました保守点検委託料の減額に努めているかということにつきまして、ご答弁させていただきます。

2名の女性職員ですけれども、6カ月間の消防学校訓練で男性消防士と同じ座学、訓練、実技等を修得いたしまして、消防署に配属となっております。

両名とも24時間の隔日勤務で、現在、救急係員として救急事務はもちろん、救

急出動、火災出動等の現場活動におきましても、救急車の機関員として出動するなど、男性職員と同じ活動を行っております。

また、日常業務においても、男性職員とよく溶け込んで仕事をこなしており、成果を出しております。

1名は救急救命士として、また1名も救急救命士を目指し、日々研さんし、研修等にも積極的に参加し、頑張っております。今後の活躍を期待しております。

それから、2点目の保守管理委託料の減額につきましてですけれども、消防署所管分の指令・通信事業の緊急情報システム等保守管理委託料につきましてですけれども、この指令設備は平成12年3月運用開始以来、365日24時間、119番の受付及び指令業務のため稼働いたしております。

保守内容といたしましては、指令設備の正常な機能を維持するため点検整備を行い、障害の発生を未然防止し、円滑な業務を行うため、定期点検として設備機器により年1回もしくは4回の点検、また障害発生時は、24時間オンコールによる保守対応を実施いたしております。

契約金額につきましては、毎年、契約の時点で減額交渉を行っており、設備によっては、システムの機能に支障を及ぼさない範囲で機器単品の減額交渉や点検回数を減らすなどして、平成17年度に見直し、約60万円ほどの減額を行ったものでございます。

ただ、他社との競争が困難なこともあります。今後減額には努めてまいります。

○野口博委員長 明原参事。

○明原総務課参事 それでは、私の方から決算概要125ページ、消防庁舎管理

事業光熱水費の平成19年度決算額の増額理由につきましてご答弁申し上げます。

ご指摘いただいておりますとおり、消防庁舎管理事業の光熱水費につきましては、前年度決算比較で59万1,034円、約6%増額いたしました。

この科目で支出いたしました光熱水費は、消防本部庁舎と千里丘、味生、烏飼の各消防出張所庁舎に係る電気代、ガス代及び上下水道代でございます。

増額となりました原因といたしましては、猛暑による真夏の冷房に係る電気消費量がはね上がったことが主な要因でございます。

また、平成18年12月に味生出張所の下水道が供用開始となりましたことから、平成19年度につきましては上下水道代も若干支出が増加いたしております。

節約という観点では、以前からご指摘いただいておりますが、消防の職場におきましても、昼休みの消灯、冷暖房温度の適正設定、また節電・節約につきましては、過去にはSup30運動、ATOMS運動、人間基礎教育の精神によりまして、職員意識に深く浸透しているところでございます。

今後も、引き続き光熱水費の節約・節減に努めてまいりたいと存じます。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれもご答弁、ありがとうございます。項目別に、また2回目の質問をさせていただきます。

まず、秘書課ご所管でしたが、市長会についてご説明をいただきました。

19年度は副会長をしておったということで、やはり最近といいますか、地方分権が非常に話題になっておるところでございます。そういったときに、例えば国ですとか府に発言をするに当たっては、やはり摂津市長のみならず、大阪府の市

長会会長ですとか副会長、また全国市長会もそういった会長職とかがあると思うんですけれども、そういった役職が付随しておられる方が効果的だと認識をいたしております。したがって、こういった副会長等のときに、何か地方分権の観点からしっかりとした発言をしていただきたいなという思いがありました。

現在はその役を外れたようですので、特段申し上げるべきことはありませんけれども、今後、こういった役職につく機会がありましたら、そういった観点で発言等をしていただければなと思います。

助役の名称については、副市長に変更するという理解をいたしました。

次に、人事課ご所管になりますが、人材育成についてご答弁をいただきました。資料としていただきましたが、報告様式が変更されて、課内での連携は図っておるとのご答弁で、実際、この様式を確認しましたところ、確かに所属長の方からすると若干負担がふえたような気もするんですけれども、それはそれでより真剣さといいますか、研修に課員を送り出すときの心構えがまた一段アップしたんじゃないかなと思います。

この事務報告書の19ページ以降にいろんな派遣研修の一覧があるんですけれども、この中には派遣人数も書いてありまして、一つの項目の中で1がずっと並んでいるとか、いろんな人数の種別が載っております。

こういったときに、例えば事務報告書の22ページに財団法人全国市町村振興協会全国市町村国際文化研修所主催の徴税事務の研修があるんですけれども、例えばこういったところに派遣されているのは1人なんです。こういったところで、多分、全国からいろんな徴税吏員の方が集まって研修とか議論をされたかと思う

んですけれども、そういったときのフィードバック、こういったものにどのようにしてこられたか。ご答弁できる範囲で結構ですので、お願いをいたします。

次に、情報政策課ご所管の各ご答弁についてですけれども、ネットワークの保守委託料につきましては、3点あって、そのご説明等もいただきました。

2点目の行政情報化推進事業の通信運搬費の100万円減につきましても契約上の交渉でそうなったということと、あと詳しい契約の内訳もお示しいただきました。額が大幅に減ると、安全性とか、そういった点で不安を覚えるところなんですけれども、今回はそういうものにつながるような減額ではないと認識をいたします。今後も、その交渉で支出の節減に努めていただきたいなと思います。

三つ目には、オープン化に伴うデータの移行についてご説明をいただきました。問題点としまして、来年度、1年かけて、来年度というのは21年度かと思うんですけれども、年金特徴の話ですとか、定額給付金、あと公会計改革、戸籍システム等、いろいろ考えていかねばならぬ課題があるということでした。

これは、もちろん情報政策という側面だけでなく、担当各課にももちろん及んでくる話だと思しますので、ソフトの扱い方がありますとか、そういった点をやはり細やかに示していただくのが一番なのかなと思いますので、いわゆる横の連携というんですか、そういった点をしっかりと行っていただきたいと要望いたしておきます。

次に、USBの管理についてですけれども、先ほどご答弁の中に暗号化のかかるUSBを配付するというような話もありました。

一般の話であれば、暗号化してあれば

まず大丈夫だとは思いますが、こういったご時世ですので、どんなソフトを持っておられる方がいらっしゃるかもしれませんので、USB本体だけでなく、やはり先ほど来のお話にもありますように、人の認識、決してUSBを持って帰ること自体を完全に非難しているわけではありまして、業務が残って、あと少しで終わるから、ちょっと家でやろうという、ほんのちょっとした、先ほど例示していただきました保育士さんも、恐らくそんなところだったのかなと思うんです。

ただ、だからと言ってそれが許されるというわけでもなくて、やはりそういった環境、業務としてどこまでを持って帰っていいよとか、これはちょっと申しわけないけれども、絶対持って帰ったらあかんで、デスクで終了させてくれと。万一持って帰るときには、絶対に報告しろという、厳しい言い方をしては誤解も生まれるかもしれませんが、性善説と性悪説という考え方があると思うんですね、こういうお話になってくると。みんなは、USBは使えるけれども、こう言っていれば使わないと。逆に、あるからもう使ってしまうと。何か言わなかったら使ってしまうと。どっちの立場に立って考えるかで、また指導の仕方も変わってくると思うんです。

ですので、やはり副市長名義で情報セキュリティに関してはいろんな通達が出ていると思うんですが、もう一度、こういった観点で情報を扱うのかという点で皆さんでお考えいただきたいというふうに思いますので、これは一言意見として申し上げておきます。

5点目、サイバーテロの話ですが、いろんな個人ホームページもそうですが、システムの中に侵入してき

て、記録を改ざんするとか情報を抜き取っていく話がよくある話になってきてしまいましたので、市としても、前回伺ったときには、情報監査も受けておられるとのことでしたので、一定は安心はしておりますが、先ほどこの中でログの管理であるとか、メモリーの管理、ウイルスは毎年というか、毎月というか、下手したら毎日ぐらいの勢いで変異してきておりますので、そういった点もあわせて頻繁な意見交換、情報の共有を図っていただきたいなと思います。

次に、秘書課の広報とホームページのお話なんですけれども、全戸配布のスタイルに続いての話ですと、紙媒体は今もちろん重要であると。これは、もちろん当然のことです。内容として、見やすく、読みやすく、飽きさせないという、この3点は一番わかりやすいフレーズかなと思いますので、この観点でちょっと読んでみようかなというような紙面づくりを今後とも心がけていただきたいなと思います。

ホームページにつきましても、先ほど詳しくご説明をいただきました。コンテンツ管理システムであるとか、担当各課でページが更新できると、これはあと公開日とか期限も設定できるということで、これちょっと知らなかったんですけれども、これがあると、例えば行事の案内についても、じゃあ10日前ぐらいにこれがアップされるように設定するということができるようになったということですね。これは、物すごく便利な話なんです。

例えば、ブログとかで未来のことを書きたいと、来週に記事を書きたいと。しかし、自分はきょうから例えば10日間ほど留守にすると、パソコンの前から。そういうときに、設定しておく、自分は何もしなくても勝手にブログがアップ

されるということができるとですね。ですので、そういった情報の周知とかには、たとえ担当課としてアップを忘れそうなときであっても、そういう設定をしておれば自動的にアップされるわけで、そういった伝え漏れもなくなってくると思うんです。

例示すると、選挙とかのご案内にも使えるかと思うんですけれども、そういった観点から、どんな機能があって、どんなことができるのかというのをしっかりと把握していただいて、課として利用できることを存分に活用していただきたいと思います。

次には、総務防災課ご所管の光熱水費のお話です。昨年の猛暑、これはよく記憶しております、こういう質問をしておきながらあれですけれども、我が家も上がった記憶があるんですけれども、今、課長のご答弁にありましたように、経年劣化、エアコンとか。私、環境家計簿という、以前から大阪府の事業から続いているものに参加しておるんですけれども、意外と冷蔵庫とか、そういった経年的に電気を食うものが以外と施設の中には存在すると。恐らく、この庁舎の中でしたら、農業祭のときなんか冷やす冷蔵庫とかもあると思うんですね。

そういったものも経年劣化してくると、切りかえた方が随分電気代が変わってくることも考えられますので、そういった点、今、把握しておられる範囲で、こういった冷蔵庫ですとかエアコンとか、ちょっと近々変えた方がいいと感じておられることとか、導入してから20年、30年たっているとか、そういった設備があれば、一言お答えいただければと思います。

車両管理につきましては、今後、一定の台数は必要、もちろんそうですし、軽自動車を例えば15年、20年使ったら、

そっちの方がどう考えても安いわけですので、それはもちろん理解をいたします。

しかし、そういう中でも今後はリースもあり得るといふふうにお答えをいただきましたので、どちらが市にとって有益になるのか、そういった観点から契約等に取り組んでいただきたいなと思います。

次に、市長公室、政策推進に係る地域コミュニティセンターですけれども、こちらコミュニティプラザとすみ分けをきっちりしていくというふうなお話でした。そして、必要なところに設置をしたいと。これに至るまでには、恐らく当然、大幅な時間と多くの議論があって、多くの意見があるかと思えます。

そういった点からすると、すぐにまとめるのは困難かと思うんですけれども、やはり皆さんの大きな意思をまとめるという観点で今後の議論に当たっていただければなと思います。

女性政策の女性相談ですけれども、今、ご答弁いただきましたように、直接伺いすることはもちろん無理だと思うんです。

そうでありますけれども、やはり相談者の真意を、相談を受けられる弁護士さんであるとか、その担当の方が冷静に聞き取るように、一言、二言申し述べておくぐらいのことは多分できるかと思えますので、そういうちょっとしたことから行動をお願いいたします。

市民税課の人件費について、いろいろオープン化についての懸念等をあわせてご答弁をいただきました。

もうずっとこういった場では税システムの変更が指摘されてきておまして、今後もいろんな変動が予定されておりますので、なかなかどれがいいという策はないと思うんですけれども、以前から申し上げておりますように、ベストは時間

内に終わることですので、そういった観点を引き続き、恐らく今後、定額給付金等の事務作業も入ってきますと、どの課がご所管になるかはわかりませんが、混乱も予想されますので、しっかりと管理職の皆さんは冷静な見地からそれぞれの課においてのご対応をお願いしたいと思います。

次に、選挙管理、総合行政委員会ですが、選挙公報について、ホームページに載せるのはもともとの法律が紙を想定しているため、ちょっと難しいというふうなご答弁でございました。

それで、この決算概要60ページには、全国や近畿といった、選挙管理委員会の連合会という組織があるとの表記がございます。

例えば、こういったところでそういった新しい時代を見据えた選挙についての議論というんですか、そういったものはされておられるのか。もし、まだそういったものがなければ、今後、ぜひこういった場所でも取り組んでいただきたいと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

次に、二つ以上の選挙についてあわせて契約できないかという話ですが、これは前向きなご答弁をいただきまして、検討すると、必要だということでございましたので、どの選挙が今後あるかはわかりませんが、そのタイミングを見計らってご対応をお願いいたします。

最後に、消防ご所管です。光熱水費について、今、明原参事の方から原因の分析と心構えをいただきました。同じく、猛暑等が原因だとも思いますので、一概にふえたではないかという議論になりませんが、やはりこれまでのちょっとした消灯でありますとかといった努力をしておられる姿は見てきておりますの

で、今後とも意識を変更することなく、予算等に反映させていただきたいと思っております。

女性消防職員のお話ですが、本質的な面は労働基準法とか、あと労安規則等にのっとりながらも、活動に支障が出ないように運用をしているということで、そして現場においては、救急隊員として頑張っておられるということですね。

このとき、市長も頑張ってくださいというような強い発言もありましたし、実際、市制施行40周年の記念冊子で、はしご車をのぼっておられる姿が印象に残っております。

もちろん試験ですので、公平に採用されることは当然であります。このお二人が最初で最後の女性職員になってしまっただけでは元も子もない気もしますし、かといって男性職員をほうっておいていいわけでもありませんので、やはり公平な見地は持ちつつも、新しい時代の消防のスタイルを確立していただくよう、皆さんで努力を続けていただきたいと思います。

委託料につきましても、毎年いろんな交渉をしておるということで、今後も減額交渉、システム自体の健全性は保ったまま減額交渉に当たっていただきたいと思います。

2回目は以上です。

○野口博委員長 井口課長。

○井口秘書課長 それでは、秘書課の市長会についての答弁で一部訂正がございますので、申し上げます。

総会で選挙されましたと申し上げましたが、第1回定例会で選挙され、副会長に19年度は選ばれました。

任期は、5月から翌年20年度の5月までです。特に活躍といたしまして、大阪府の暫定予算、PT案のときには、任期間際でしたけれども、しっかりとセー

フティネットを守るという観点から、市長の発言がかなり大阪府を動かしたというふうに認識をいたしておりますし、役員に選ばれるというのは、個人の力ではどうにもなりません、推薦という、各ブロックの推薦なり選挙がございますので、役職は取りたいところですけども、これはいかんともしがたいというところでございます。

しかしながら、役員に選ばれなくても、しっかりと市長は意見を述べられているというふうに思っておりますので、ご安心をいただきたいと思えます。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 省エネに関しまして、電気代の使用等に関しまして、経年劣化等について把握している範囲でということでございます。

庁舎が建ちまして、15年近くたっております。冷房・暖房機器すべてにおいて経年劣化は進んでいるものと考えております。

ただ、我々は先ほど申しましたエアコン等の基板の変更であるとか、洗浄であるとか、そういったことで、いかに長くもたせるかということを考えておりますが、今後した方がいいなと思っておりますのは、議場及び本館1階については、ガス吸収式という方式の冷暖房装置をつけております。これについては、将来的にはやはり別の形の熱源機の交換等をした方が大分と省エネになるのではないかなというふうに考えております。

ただ、やっぱりイニシャルコストが相当1,000万、2,000万の単位ではございませんし、安く見積もっても何千万というような単位になりますので、これは財政状況との見合いですけども、常に検討しながらやっていきたいと。大きいところはそういうことでございます。

一方で、やはり小まめなカーテンの開閉でありますとか、職員ができることを地道にやっていくというのも一方で重要なことかと思えますので、そういうことをもって今後とも取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方からホームページについて、いろんな組織を通じて国の方に要望とかできないかということについて、ご答弁させていただきたいと思えます。

現在、そういうふうないろんな連合会とか協議会とかがございますけれども、そういったところで、選挙公報をホームページに載せられないかということについては、協議等、検討されているような状況ではございません。

今後につきましては、私どもの選挙管理委員会の方でいろいろと検討をさせていただきまして、北摂の関係の構成されている大阪府の北部ブロックの選挙管理委員会協議会とかの会議で協議とかをさせていただきまして、その後、全国市区選挙管理委員会連合会を通じて、国への要望とかができないかどうかについて検討をさせていただきたいと考えております。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 それでは、研修派遣についてご答弁させていただきます。

市町村の税務職員は、一般事務職員として採用されているため、専門職員として採用される国税職員と異なり、人事異動により他部署に異動することがあるため、専門知識の蓄積や制度のノウハウの継承が難しいのが現状であります。

納税課におきまして、税の徴収担当職員として必要な地方税総則、国税徴収法

等の制度、財産調査、差し押さえ等の実務についての講義、演習により、市町村税徴収事務に関する専門知識の習得及び実務能力の向上を図る目的で開催されている「市町村税徴収事務研修」に平成18年度より派遣を行っており、職員の能力向上と全体のレベルアップを目指しております。

平成19年度は、8月に大津市にあります全国市町村国際文化研修所において10日間の研修を受け、講義、演習の研さんを始め受講者所属自治体の現状や諸問題を報告、検討し合うことにより、大いに刺激を受け、本市の徴収能力向上につながってきております。

職場復帰後は、朝礼や職場研修の場で受講職員による他府県の状況報告や制度の解釈、手法の報告会を持っており、職場で情報を共有できるように努めております。

○野口博委員長 北居参事。

○北居消防本部参事 職員採用等の今後の方向性でございますが、女性採用につきましては、今と引き続き男女同様の機会を持って実施をいたしますし、また採用後につきましても、各種資格の取得、昇任試験、管理職への登用等、すべての面において同様に能力を発揮できる機会を与えるものと考えております。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれもご答弁、ありがとうございました。

まず、市長会の話ですけれども、マスコミでよく取り上げられたシーン、覚えております。あれに頼らずとも、確かに今おっしゃったように、市長はこれまでの政治経験が豊富でございますので、そういった点からも発言の機会はたくさんあるかと思っております。

ただ、府であればともかく、やっぱり

国になってくると、やはり一定の組織の役員であった方が確実に有利に働くと思っておりますので、そういった点からは、団体の組織の中の話ですので、一概にあっさりとれるわけでもありませんけれども、そういった機会をとらえていろんな発言につなげていただきたいなということをお願いしておきます。

今、納税課の方からフィードバックのお話をいただきました。やはり、今回もいろいろ詳しい、帰ってこられてからいろんな情報のやりとりがあったと今お話をいただきましたけれども、これが例えばどここの課でこういった報告をしているというようなおもしろい取り組みとかがあれば、それを全体的に波及させるようなことも必要なのかなというふうに思います。

以前、ATOMS運動とかでもありましたし、やはり職員提案というんですか、いろんな世代、いろんな方の意見を拾い集めると、意外と使えるような意見も多々出てくるかと思っておりますので、やはり研修のフィードバックを初めとして今後の事務運営ですとか、制度変更においての情報共有、横のつながりに資するような体制づくりを今後とも、21年度予算に向けてもしていただきたいなと思っております。

総務防災課の方でお答えいただきました、特に議場と2階がシステムの違いで費用がかかるのではないかというふうなご答弁でした。

今はお金の節約もあるんですけれども、CO2、これの排出の話が絡んできてしまうので、また一つややこしい点があります。

予定されております南千里丘の摂津駅、これは阪急電鉄さんが主体となっておられたのか、ちょっと記憶があいまいなんですけど、CO2の排出を相殺してゼ

口にするというような画期的なシステムであるとおっしゃっていました。そこに予定されているマンションも、排出権でクレジットポイントがつくというような制度を取り入れるというふうにおっしゃっていました。

そういう点からすると、この費用の縮減はもとよりCO₂の縮減という観点も入ってまいります。何分見えないものなので、どれだけ節約というのは難しいんですけれども、時々スーパーとか百貨店等で、車だったらこれだけ、歩いたらこれだけという目安のCO₂排出量とかのボードがありますので、そういったものを見かけられた際には、そういった意識を持っていただければなと思います。

次に、選挙管理委員会の選挙公報のお話ですけれども、一応、北部ブロックの方から取り組んでいきたいというふうなご答弁をいただきました。

最終的に法律の話になってくると、単体の選挙管理委員会ではどうしようもございませんので、やはり意見をまとめていただいて法律改正につながれば、それがいいのかなと思いますので、今は法律の枠内で何ができるかと、先ほど申し上げましたように、選挙が予定されているところとの周知もあわせて検討していただければなと思います。

そして、最後に消防の女性職員のお話ですけれども、今、今後についてもしっかりと目標を持って取り組んでいくんだというような趣旨のご答弁をいただきました。

今後、ワーク・ライフ・バランスとか、いろんなまた男女共同参画とかの観点が入ってきますので、いろんな法律の壁であるとか、そういった点も出てこようかと思えますけれども、先ほどおっしゃったような合理的な解釈であるとか、規則

であるとか、そういった点を枠内で遵守しながらも活動に支障を来さないと、そして働いておられる方々の意欲をそがないような支援体制をつくっていただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○野口博委員長 三宅委員の質問が終わりました。

山本委員。

○山本善信委員 それでは、質問させていただきます。

とにかく19年度というのは、一つの公債費がピークになる年であったということで、非常に財政運営に苦慮されたときだと思うんですが、そのときにやはり基金を温存しながら行革を進めて、しかも新たな財源を求めていろいろ工夫されて、企業誘致されたり何かしたり、そういったことを重ねながらこの危機を乗り切って、午前中からの答弁にありましたように、これから先も必ずしも明るいとは申せませんが、一時期、やはりこれを乗り切ったということは、貴重な経験になったということだと思いますし、それだけにその財政運営を私は可としたいというふうに思います。

それで、この19年度について具体的な話として、税の問題でございしますが、不納欠損について、いつもこの決算では問題になることですが、今年については約1億円近い部分が不納欠損ということになっておるわけですが、これについて具体的にこれに至った経緯、なぜこうなったのかということ、いろいろとそうなった原因があらうかと思いますが、そういったことについての経過を説明していただきたいというふうに思います。

それから、要は徴収率を上げていかなければならないということも一つであるわけですが、2番目に、徴収率アップに

ついてさまざまな形で税の公平性を確保するために、やはり少ない額であってもきっちりと納めていただくものは納めていただくような努力をするということが大事な話でございますけれども、これについてどんな工夫をされて、その努力の結果がこういうことになったと、具体的な事例も含めてお答えいただければというふうに思います。それが2点目です。

それから、105ページになりますが、過誤納還付金等が7,000万円余りあるわけですが、これについて具体的にこの内容、どういう形でこういうことになっているのかということをお聞かせいただきたい。

それから、先ほど選挙のお話がありました、4番目に選挙の話でございますが、この府会議議員の選挙、参議院の選挙、知事選挙と、この三つがこの年度に重なったわけです。若干、年度をまたがってのぎりぎりのところで起こった話であろうかと思っておりますけれども、全体的にこの三つの選挙を比べて、府知事選挙の執行率が85%余りということで、府議選、参議院選のほぼ100%の執行率と若干数字が違うようなんですが、これについて数字はいろいろ出ていますので、見ればわかるということでしょうけれども、なぜこういうふうな違いが出てきているのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次に小学校の跡地活用の問題について、午前中、弘委員からの質問もありましたのですが、これはやはり一番最初にコンサルに出していろいろと検討してもらってということで、それで住民の皆さんの納得のいく形で事を構えなければならないということから、その何もしないにどうしましょうかという意見を聞くような話は余りよくないと私も思

いますけれども、やはりしっかりとした市の内部の考え方も持たなければならないということであるわけですね。

学校の統合に関しては、準教育的な観点からということで、1学年1学級というのは好ましいことではないと、子どもたちの教育のためにはそういうことではいけないということが一番の主題になっていたはずですから、だから財政問題とか、そういったことに絡んでの話というのは後からついてきた話のように、表面はそういうふうに出てきたわけですが、現実にはそういうことじゃなしに、統合した上で、経費を節減すると同時に、場合によれば財産を売却するような話も含んだ形で事が進められたというふうに理解をしておるわけです。

しかし、それだけではいけないわけで、やはり貴重な財産であることに関しては、公共施設として長いこと使ってきた部分については、また次の段階ではそういった形で準教育的に事が構えられた後は、別の形のやっぱり行政財産として十分に利用していくだけのことをしなければならぬと、売却なんて考えることは一切ならぬというふうに私は思っております。

午前中からの答弁の中にも、若干、そういった売却もあり得るけれども、できたら売りたいくないというお話もありましたけれども、できたら売りたいくないという方向はぜひ守っていただきたいというふうに思っております。これは結果としてまだ始末がついていないというのが現状で、しかもスポーツセンターとして3年間の猶予の中で考えるということがこれからなんでしょうけれども、この19年度のいろいろな考え方を踏まえて、これからそうしたら具体的にどうするのか、午前中からも答弁がありましたけれども、もう一度しっかりとした方向

づけ、どうすべきなのかということについて、今現在考えられている考え方をおっしゃっていただきたいというふうに思います。

それから、その次にもう一つ消防の問題であります。これは、かねがね非常備消防の問題で、消防団の問題ですね。現在、消防団の団員さんが、この事務報告によりますと、338名おられると、定数が360ということになっていて、約22名の欠員が生じていると。私の近所の分団でも、12名のところ、2名の欠員が生じているんですか、そういうふうなことで、なかなか補充ができないというようなこと、それから全体の情勢が、サラリーマンが非常に多くなったり、あるいはまた時間的にそういった形で、団員としての都合をつけられる方が非常に少なくなってきたという現状の中で、この団についてちゃんと維持するように努力しなければならないと。

しかも、これはなぜ重要になってくるかということになると、これはいわゆる各小学校区で地域防災の組織ができつつありますし、できたところもあるでしょうし、できないところもある。できたところについても、自治会中心にやっておられるわけですが、消防団がかなりその中心的存在として努力してもらわないかんわけですから、そういう大事な消防団組織が、そういう形の団員の不足、あるいはまた団員になり手が少ないという状況を打開しなければならないということで努力されているところだと思いますけれども、この19年度の結果はその年度末にまだ22名の不足を抱えておるといふ話は、これは余りいい話じゃないというふうに思いますし、仮に茨木市の例にしましても、吹田の例にしましても、団そのものがかなり統廃合された

りなんかして、別の形の組織がえみみたいな形の努力もされているわけなんですけれども、そういったことについてどういうふうな努力をされ、しかもこのことについてそういった19年度執行の中でいろいろ努力してこられた結果を踏まえて、これからどういうふうな形の方向性を持っていかれようとするのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方から選挙管理委員会に係るご質問についてご説明させていただきたいと思います。

府議会議員選挙と参議院議員通常選挙と知事選挙と、執行につきまして、府議選と参議院選につきましてはほとんど100%に近い、知事選につきましてはなぜ低いかというご質問だったかと思ます。

これにつきましては、府議選、参議院選につきましては、20年3月議会の補正減でさせていただきまして、ほぼ不要な額はそのときに補正で減額させていただいたところがございます。

また、知事選につきましても、確定分につきましては、そのときに補正減額させていただいたところなんですけれども、どうしても1月27日の選挙の執行ということでございまして、1月分とか2月分に係る人件費等、その他、あと委託とか、急に突発に要するような原材料費、この部分につきましては、私どももちょっと補正の減額ができなかったという部分がございます、決算時期に不用額として残ってきたものでございます。

そういった経緯から、この85.5%という数字になってきたという経緯でございます。

○野口博委員長 北居課長。

○北居消防本部参事 消防団員の確保及び今後の展望でございますが、消防団員におきましては、みずからの地域はみずからが守るといふ、その基本精神に基づきまして、地域の密着性でありますとか、要員動員力、本市においては、我々常備消防の3倍以上おられます。それと、即時対応力、この三つの特性を生かしながら、一般的な火災防衛はもちろんのこと、大規模災害時や国民保護の場合に住民の避難誘導と地域の安全を確保するために果たす役割というものは極めて大きいものであると理解しているところでございます。

ただ、この特性を発揮するためには、地域の実情に合った団員の確保、それと分団の存続、これらが必要になってまいります。

現在、消防団員の条例定数は、委員のご指摘どおり360名でございますが、これは以前から申し上げております慣例的な定数、これを取り上げますと、346名がマックスとなりまして、本日現在で332名、充足率は一応96%ということになっております。

しかしながら、これも委員のご指摘ですが、サラリーマン化比率が進みますと、それを見ますと、約78%がサラリーマンでありまして、先ほど申し上げました要員動員力、それと即時対応力、これらが欠けておるのも事実です。昼間の地域防災力の低下が懸念されているというのも事実でございます。

そのようなことから、この年度、19年度から消防分団長クラスの方と協議を重ねまして、本年3月に「摂津市消防団活性化総合計画」、これが策定に至りました。

その中で、人づくり、物づくり、事づくり、これを基本計画として、消防団員

の確保につきましては、その一番目の人づくりとして、この中には、ちょっと上げますと、「女性消防団員の入団を検討する」でありますとか、「随時、消防団員の報酬とか費用弁償を見直し、必要に応じ改定を定める」「消防団員、その関係者に対する表彰等の充実に努める」

「消防団員に対する福利厚生 of 充実に努める」等々掲げております。

そして、この本計画が決して計画倒れとならないよう、今後におきましても消防団と協議を重ねながら、消防団の活性計画、活性推進に努めてまいりたいと考えております。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 それでは、税の公平性云々ということで、不納欠損と徴収率の向上についてご答弁させていただきます。

本市の不納欠損の状況につきまして、国民は資産や所得に応じて公平に税を負担するという義務を負っておるところでございますが、病気や経済上の理由などにより納期内納付ができず、滞納となってしまう事案がございます。

滞納整理の手順といたしましては、まず督促状・催告状の文書発送を行い、次に電話や訪問などによる納税交渉、納税相談の結果、事業不振や勤務先の倒産等の理由で生活が困窮した方につきましては、分割納付などの徴収猶予処置をとりながら解決を目指しているところでございます。

それでも、なお交渉に応じない、誠意のない滞納者につきましては、財産調査を実施いたしまして、差し押さえにより市税債権の確保に努めております。

また、居所の追跡調査、財産調査の結果、本人の居所、財産がともに不明などの状況であれば、滞納処分 of 執行を停止いたしまして、市税の不良債権 of 処理を

図っておるところでございます。

19年度の不納欠損は、前年度1億1,321万8,470円に比べまして2,270万8,432円減の9,051万38円となりました。金額につきましては、非常に高額な欠損額であると認識しておるところでございます。

市税の徴収につきましては、鋭意努力を重ねておりますが、残念ながら時効の成立などにより、やむを得ず欠損処分とするものでございます。

また、市税の徴収率向上のための方策でございますが、まず現年度課税分の早期対応と滞納繰越分にあつては、現年度を含めた滞納整理の取り組みを進めております。

具体的には、滞納整理の早期着手、滞納者の臨戸調査、転出者の追跡調査、財産調査と滞納処分の強化を基本に行っております。

また、平成18年度より3カ年、大阪府より徴収のベテラン職員を派遣いただいております。徴収の専門知識、技能の研修実施や難事案の解決に協力いただいております。

ちなみに、大阪府下32市におきまして本市の徴収率の順位は、平成15年度は6位、16年度から18年度まで5位、昨年は7位という結果でございます。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 小学校跡地活用の件につきまして、19年度の経過を踏まえまして、今後どのようにしていくのかというお問い合わせであったかと思いますが、私どもとしましては、平成19年度5月を初めとしまして平成20年の2月ごろまで、地元の皆さん、学校体育施設開放委員会の皆さん、それからいろんな障害者団体の皆さんと色々なお話を持たせていただいた中で、最終的に、最終では

ございませんけれども、決まったところと申しますのは、体育館を恒久活用すると、これはもう恒久活用で決まっております。

ただ、委員ご指摘のとおり、校舎とグラウンド、グラウンドは、これ公共施設という位置づけではありますけれども、これは暫定ということで、また校舎につきましても、今年度、一部利用を考慮しておるんですけれども、これも暫定というふうな中で、平成23年3月末までの暫定ということで、この状態をいつまでも継続して、暫定、暫定ということを繰り返すということは、これはちょっとできないなというふうに考えております。

したがいまして、やはりこの23年3月末という、この条例に明記されておる、この期限、この時期を待って議論といひますか、検討を始めたなら、また同じ轍を踏みますので、そうではなくて、やはりまだまとめ切れていないところはございますけれども、地元の皆さんの意見もきっちりとお伺いしながら、この時期までにきっちりと市の考え方、方針、これを出すように、先ほど申し上げましたけれども、検討委員会、幹事会等で、とりあえず市の考え方、方針をきっちりと出してまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 申しわけございません、過誤納還付金についてのご答弁が抜けておりました。

過誤納還付金等は、還付未了償還金、それから過年度更正還付金、還付加算金及び配当割及び株式等譲渡所得割還付金で構成されております。

還付未了償還金は、重複・誤納等の過誤納金で、当該年度に還付できなかった償還金を還付するものでございます。

過年度更正還付金は、個人の市民税に

において医療費控除等の確定申告による減額補正が増加した場合、及び法人市民税において予定申告や中間申告により納付した税額が確定申告で減少した場合や、固定資産税の滅失による税額減少で年度がまたがる場合に還付するものでございます。

還付加算金は、還付のために支出を決定した日または充当した日までの期日の日数に応じ、その金額に平成18年12年31日までは年4.1%、同19年4月1日からは4.4%の割合を乗じて計算した金額を還付するものでございます。

配当割及び株式等譲渡所得割還付金は、翌年、確定申告による更正決定により返還金が生じた場合に還付するものでございます。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 不納欠損について、ことしの不納欠損処理した分について、どういう具体的な部分が多かったのかということですね。不納欠損処理した、そのことを具体的にお聞きしたかったということなんで、その説明をちょっといただきたいというふうに思うんです。

一般的に不納欠損になる場合はどういう場合なのかというのは、十分承知しているつもりなんですけれども、この具体的に1億、前は1億ちょっとふえて、今度は若干2,000万ほど減ったんだということなんですけれども、今年度、当該年度処理できた分の中にどういう形で不納欠損処理をしなければならなかったかという部分をお聞きしたかったということですので、できればもう一度お答えいただきたいと思います。

それから、ちょっと前後しますけれども、今の過誤納還付金につきましても、中身は今おっしゃったことでよくわかるんですけれども、その部分で何が多かっ

たのかということ、どういう部分に金額が多かったのかということですね。7,000万余りあるわけですから、その中で、これが、こういう部分が一番多かったんだということは、今、幾つか起こり得る可能性のある部分をおっしゃっていただきましたんですが、その部分、個々のまとめができていないということであればもう仕方ありませんけれども、どの部分が多かったのかということは数字で出ていると思いますので、どういう理由が多かったのかということをお聞きしたいということなので、もう一度お答えいただけませんか。

それから、選挙に関しましては、ちょっと三つの話で、若干またがっていましたが、おっしゃった意味はよくわかります。

そういうことなんでしようけれども、大体同じような形で、そんなに選挙ごとに大きく選挙の費用が変わるということはあるのかなのか、補正の数字は以前にお示しいただいていますので、ちゃんと調べなければならなかったんでしようけれども、ずっと今までの選挙の経過の中で、特に当該年度の三つについて大きな差があったのか、なかったのかということですね、大体同じような形で推移してきたのかどうかということについて、抽象的な議論でも結構ですので、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、これも前後しますけれども、消防団の話です。これは、今、お答えいただいたとおり、やっぱりこれから大変なことで、しかも先ほどからも申しましたように、防災組織が各小学校校区ごとに組織されている。しかし、その中核になってもらわないかるところについて、あやふやな形の、非常に動員力・即戦力としてなっていないと。災害そのもの

はいつ起こるかわからんわけですから、そういったことについての対応をしようとすれば、そういったことに対しての、やはりそういう対応能力のある方が団員になっていただくということも必要であるわけですし、そういう組織をつくるということも必要ですし、ましてその中核になる組織のメンバーとして消防団が重要な役割を果たしていただくということは大事なわけですから、これからやっぱりそういうことを意識した上で、これから消防団の団員確保に努力いただきたい。

私も、自分の地域、あるいはまた私自身も団の経験もありますし、分団長をした経験で、地域のことについていろいろとやった経験もありますので、ただその時代とはものすごく団員の確保が難しくなっているということも実感いたしております。

しかし、そうしたらそれにかわるべきものが何かないのかといったこと等について、常にやっぱり地域の皆さん方とよく話をして、その指導力を発揮しながら消防団本部としては十分そのことについてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、小学校の跡地活用の問題につきましては、これは暫定的な間に決着をつけるということは、これは当然の話としていいわけですがけれども、私が思いますのには、要は活用するのに売の話は私はないと思うんですよ。

だから、そのことをやっぱり前提に考えて、どういうふうに有効に活用するかということ、公共用地として活用するというをまず第一義的に考えてやっていただかないといかんというふうに思っています、財政的にどうだから一部処分することもあり得るんだと、あるいはまたそれをほかには回さない、教育に回す

んだから、売ってもいいだろうと、こういう形の安易な考え方はしてほしくないということをお願いしたいと思うんです。

これは、地域の皆さん、住民の皆さんの意見でもあり、また統合について、反対はありましたけれども、あえてあいう形になったということは、やっぱり子どもたちのためということを考えてやった上での話ですから、そうしたらせっかく長年培ってきた、保有してきた行政財産として、学校として使ってきた財産をそんな簡単に処分していいものかということでの話として、そこを基本に考えていただかないといかんというふうに思いますけれども、考え方の問題ですけれども、それについてどういうふうなご見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、私の方から不納欠損処分の状況についてご質問がありましたので、私の方から答弁させていただきます。

ご質問のように、詳細な部分についてはまだ分析はしておりませんので、大まかな回答になろうかと思っております。お許しいただきたいと思っております。

事務報告書の80ページを開いていただきたいと思っております。事務報告書の80ページのところに、平成19年度不納欠損処分状況ということで一覧表に掲げてあります。

地方税法第15条の7というのが、滞納処分をすることができる財産がないとき、あるいは滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあ

るとき、その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき、これら要件でこれを3年間継続したときには消滅するというので、こここのところで落としております。

それ以外に、地方税法第18条第1項につきましては、法定の期限の翌日から起算して5年間行使しない場合については、時効により消滅するというので落としております。

ここで、不納欠損額の合計が9,051万38円というふうになっておりますが、先ほど納税課長が申しましたように、去年は1億1,321万8,470円で、2,270万8,432円の減というふうになっております。

毎年の推移を見てみますと、大口の不納欠損処分をしたときには、大きく変動することがございます。今回も同様に、昨年から2,270万8,000円ほど落ちたところでございます。

この内訳を見てみますと、固定資産税で4,675万7,000円が減っております。反対に、市府民税のところでは3,547万9,514円の増というふうになっております。

そういうことで、トータルでは2,270万8,000円ということで、今の時点ではこういうことが我々は承知しておりますが、細かな明細な部分についてはまだ把握しておりませんので、また後日、詳細な分析をしていきたいというふうに思っています。

それから、徴収率の部分で、1回目の答弁にちょっと補足をさせていただきたいと思えます。

徴収率の部分につきましては、平成19年度、市税徴収率が94.93でございます。府下平均では93.93ということで、府下平均よりも若干上回った徴

収率になっております。

先ほど言いましたように、府下徴収率の順位でいきますと、上から7番目ということになりまして、過去6番目、あるいは5番目、7番目ということで、この辺で推移しているというふうに理解しております。

ただ、この順位で私たちは甘んじているわけではなし、やはり先ほど指摘がありましたように、税の公平性からすれば、やはりしっかりと徴収していかなければならないというふうには認識しております。

ここで徴収率の分で、なかなか変化しませんけれども、やはりこの中には口座振替の問題があるのではないかと我々は思っております。

現在、口座振替をしていただいております市民の方の割合で行きますと、市府民税では12.7%、それから固定・都市計画税では10.9%で、トータル11.3%の人の利用がございまして、これをやはり20、あるいは30ぐらいに持っていくことによって、不納欠損額もなくなっていくのではないかとこのように思っております。

○野口博委員長 布川課長。

○布川納税課長 還付金の件につきまして、ご答弁申し上げます。

昨年、還付金で大口がございました。市内1号法人の主要企業におきまして、特許権の侵害によります訴訟示談成立によりまして、当該事業年度において特別損失が生じたことによりまして、予定と確定の差額、約2,200万円の還付金が発生しました。

また、ほかにも3社で500万円相当の差額還付が発生したために、高額になっております。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田選挙管理委員会事務局局次長 それでは、私の方から選挙に係りますご質問に対してご答弁申し上げます。

まず、府議会議員選挙でございますけれども、これは18年度、19年度両年度にまたがっております、これを合計いたしますと、2,366万8,939円となっております。

それと、あと参議院通常選挙では2,621万5,144円、それと知事選では2,580万8,063円ということで、大体これぐらいの金額で、幾らかの増減がございますけれども、国・府の選挙につきましては、これぐらいの金額で執行させていただいているところでございます。

○野口博委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 それでは、小学校跡地のことについてご答弁を申し上げます。

委員がおっしゃっておられますように、跡地を全く売るということを前提としないで活用する方向で検討すればというご意見でございますが、実は私、学校統廃合のときには教育委員会におりまして、学校統廃合に何回となく、味舌・三宅小学校にもお話し合いに行かせていただきましたし、その後、市長公室長になって、跡地の問題についてもまた三宅・味舌小学校へ行かせていただいて、いろいろと地元の皆さんとお話をさせていただきました。

地元の皆さん方の思いとか、あるいはおっしゃりたいということは十分承知しているわけでございますが、そういうことから、今回、直ちに売却ということではなしに、3年間の暫定期間の中でさらに地元の方々との話し合いを持ちたいということも含めまして決定したことでございます。

それと、過日の第3回の議会で同様の

質問もございまして、そのときの答弁をさせていただきましたのも、「3年間の暫定利用」ということと、それと「学校跡地につきましては、地元地域での思い入れもありまして、直ちに売却ということは考えておりませんが、今後の財政状況などを勘案しながら、3年間の暫定期間内において判断してまいりたいと考えております」という答弁と、2回目には、今後の学校跡地につきましては、当時の学校統廃合における議論の一つということにもなっておりますので、またこれまで、先ほど山口課長が答弁をいたしましたように、地元関係者との話し合いも行ってきたこともありますので、その経過も含めて対応してまいりたいという答弁をしておりますので、現時点では、本市の方向は、この答弁、今答弁させていただきました答弁も含めまして、この域を出ないということでございますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

○野口博委員長 山本委員。

○山本善信委員 不納欠損につきましては、今、部長の方からご答弁いただきましたが、詳細についての分類というか、そういうことはまだできていないということでございますので、もうこれ以上言うことはありませんけれども、本当は実態としてどういうことがそういうことになってきたかと、それが法のこれに照らしてあかんから不納欠損だと、こうなるんですけれども、その前の前の1番の段階のときになぜ税金が納められなかったかということについての話で、どういうことが累計的に多かったのかということをお聞きしたかったんで、その辺のことを知ることで、摂津市の納税のもとになる納税者の状況がどんな状況にあるかということを知った上で、いろいろな形で税の徴収活動をしていただいたら

という意味から、そういうことをお尋ねしたかったんで、そこまでは詳しくはちょっと把握できていないということですので、しかしよくその辺のところを掌握した上で無理のないように措置していただけたらというふうをお願いしておきたいと思えます。

それから、選挙の結果のことについてはよくわかりましたし、大体どんな選挙をやりましても、摂津市の場合では大体二千四、五百万の民主主義の必要経費と申しますか、そういうことだということに理解させていただきたいと思えます。そういうことで、もう答弁は結構でございます。

それから、跡地利用の問題ですけれども、これはもちろん本会議で答弁した内容から出られないというのは、これは承知の話でしてはいるんですけれども、ただ特にこれまでの経過の中で、地域の皆さんの思い、あるいはまた統合に至ってきた経緯、あるいはまたずっと歴史的な経緯を考えてみまして、どれだけ大事なものとということを考えた上での話にしていただきたい。

それを十分に勘案した上で、結果的にどういう形になるかということについては、これはまたそれこそこういう形で進めてこられた過去の先人たちも納得していただけたらと思えますけれども、ただそのことが不十分なまま、ただ、今の財政が苦しいんですから売りますというような感じのやり方、安易な考え方ではないと思えますけれども、そういったことに陥らないように、できたらやっぱりそういうことも勘案した上でやっていただきたいというふうに思ひまして申し上げましたんで、今の答弁以上のものは返ってこないと思えますし、できたら公共用地として公共用地らしく有効に活用して

もらいたいということの希望だけ申し上げて、質問を終わりたいと思えます。

○野口博委員長 山本委員の質問が終わりました。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、質問させていただきます。

平成19年度の決算は、一般質問でも話をしましたし、それまでの協議会でもいろいろ説明もいただきましたが、平成19年度から会計指標が変わっての初年度の年であって、これから平成20年度にはその指標をオープンにしなければならないと、こういったことが義務づけられる初年度だというふうに思っております。本会議からいろいろと話を伺っている中で、やっぱり共通認識に立たなければならないのが、これまでの経常収支比率が100を超えておった部分が100を切った94.9%になったということはどういうふうに思っているかという部分です。

改めて言うことはないんですが、経常収支比率の本来のあるべき姿というのは、70から80におさまっておたらいいと。まだまだこれが高い状況の中で、今回の決算を迎えたというようなことでありまして、これからいろいろと教えていただくのと同時に質問もしていきたいと思んですが、今回の平成19年度の一般会計の決算概要でお示されています4指標について改めて財政当局としての考え方、この数値を見てからの、それについてお答えいただきたいというふうに思っております。

これにつきましては、決算概要の28ページに財政指標等で記載をいただいておりますが、その中での財政としての見解をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと細かくなりますけれど、監査報告書の31ページで、予算の流用状況というのが記載されております。この予算の流用につきましては、それぞれ所管が分かれている部分があるんですが予算の流用についての決裁は財政課の決裁だというふうに思っております。

今年度の流用につきましては、6,085万2,000円流用されておりました、前年度と比較しても1,209万円が上乘せになっています。

我々、予算を組む段階では、枠配でそれぞれ各課別に与えているということをお伺いしておりますが、これだけ流用されているのはどういった理由からか教えていただきたいというふうに思っております。

それと、ちょっと課がとびながら行くことをお許しいただきたいと思っております。総務防災課で、これも事務報告書の43ページ、決算概要でも載っているのは載っているんですけども、車両管理事業ということで載っております。

いろいろと見てみますと、この車両管理につきましては、総務防災課が一括で管理する部分と各課で予算管理も含めてする部分と2種類あるんですが、摂津市公用車管理規程を見てみますと、総括責任者は総務部長になっています。それから、管理責任者は各課の課長になっておまして、安全運転管理者並びに副安全運転管理者を設けるということになっております。

その中で、この車両管理事業で、まず1点は、強制加入の自賠責保険の方が59台しかなくて、任意加入の自動車損害共済が97台になっております。本来ならば強制加入台数が97台なければならないのではないかなというのが1点疑問に思っております。これについて、1点お聞かせいただきたいのと、それからこ

ういった車両管理の中で、総務防災課が保険加入を一括でやりながら、それぞれ決算概要を見ますと、燃料費から重量税、そういった部分につきましては、各課管理になっていると。その管理のあり方について、一括管理の定義についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、これも事務報告書413ページ、消防関係になるんですが、月別・事故種別救急出動件数及び救急の搬送人員の一覧表がありまして、これは救急活動の中で消防予算にも入っているところなんですが、その中でとりわけ奈良県の妊婦の方がそれぞれ搬送、たらい回しになっていろいろな事件があったということがありまして、また東京の方でもそういった事件がありました。

本市ではないとは思いますが、この今の急病の件数で車両回数が2,384回、この下に書いてあるのは搬送人員2,231名となっておりますが、そういった中で、特にそういった事例、たらい回しになった事例がなかったのかという部分と、妊婦さんとか脳卒中で緊急を要する場合に、本市の場合にはどこの病院にまず連絡をとって行っているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、監査報告書の76ページから77ページになるんですが、これも給料表で見ておいたら、概要の方が見やすかったかもわかりませんが、これは人事課の関連になってくるんですが、職員給与が27億9,600万ありまして、職員手当が32億1,300万あります。

その中で、さきにちょっと手元資料で参考にいただいているのは、職員給与の平均額並びに職員の平均年齢を平成15年から19年度の平均数値をいただきま

した。

今現在、平成19年度は、給与ベースで44万6,057円、それから平均年齢が46.11になっておりまして、その中でいろいろ分析してみますと、退職者数というのが平成19年度では、定年退職者が37名、自己都合退職者が18名おられたと。これで55名が退職されて、それぞれ一般職の補充は6割でおさめるといふ基本の中で、採用が41名されました。正規採用者が738名に平成19年度にはなっていると。その中で、臨時職員数が91名と、非常勤一般職が226名になっております。

その給料が27億9,600万で、職員手当が32億1,300万、そのうち退職手当が約11億、それと期末手当で約12億というふうになっておると思っています。

その退職手当と期末手当を合算してでも23億で、残り10億が、いろんな住宅手当並びに残業手当等々に含まれてくるわけですが、一方では、私はこの給与に占める手当の部分が非常に気になります。

その中には、調整手当から地域手当に変わった、10%が6%に減額になった部分がありますが、ここ5年間ぐらいでの職員の可処分所得がどういうふうな推移になってきたのか、その地域調整手当を含めて教えていただけないかなと。細かい話は、2回目の質問で聞かせていただきたいというふうに思っております。

それと、臨時職員と非常勤職員を合わせますと317名になります。多分、この部分の支払い賃金というのが5億3,900万、1人当たり換算いたしますと、10数万円ぐらいになってくると思いますが、今、いろいろパート労働法並びに派遣法の考え方が国会の中でも言われて

おります。公の立場の中で、そういう派遣職員並びに臨時職員に対する考え方をどういうふうに思っているのか、伺いたいというふうに思っております。

それと、行政事務の方で、55ページの監査委員事務局そのものに聞いておきたいんですが、このいつも楽しみに見させていただいているのが、この監査の審査意見書でございまして、この監査、一応は2回ぐらい目を通すんですが、この中に結びといたしまして、いろいろと平成19年度の総括を監査としてされております。

毎回気になるのが、監査として、ただ単なる会計監査でなしに業務監査までここ数年来から入っているというふうに私も伺っているんですが、そういった中で、例えば一例といたしまして、前年度も指摘している部分の中で、市の会計全体で不納欠損額が非常に多いと、前年度に比べても増加してきている、収入未済額も前年度と比べて非常に増加してきているというようなくだりがありまして、その減少のためには、普段からの努力を引き続き積み重ねていく必要があるというようなくだりがあります。監査としてどういったアドバイスをし、指摘をしてきたのか、伺いたいというふうに思います。

それと、また総務防災課へ返るんですが、事務報告書の45ページで地域防災訓練、いろいろとしていただいて、本当に助かっているところでございます。

これは、土日にかかわらず、それぞれ消防の皆さん方、それから総務防災課の職員、またいろんな方々のご協力をいただきながら、地域の自主防災組織が各小学校で立ち上がったということも伺っておりますし、消防ではAEDの配置もできてきたと、非常に助かっておるということでございます。

いろいろな自主防災訓練に行ったときに、我々行政としてでも避難地・避難場所を指定はしているんですが、訓練に参加して、その初期消火並びに炊き出しの訓練とか避難訓練は確かにできるんですが、ならば避難場所に仮に避難した、避難地に避難した後、何をしたらよろしいんですかというのが指導がないのではないかなというふうに思うんですが、その点、我々もなかなかもう一步踏み込めないんですが、そういった避難地に行った場合にどういった行動をしていけばいいのかというようなご指導はなされたのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、もう1点が歳入での市たばこ税についてでございますが、企業誘致条例を設置されて、平成18年からこの市たばこ税が入るようになりました。平成19年度が2回目のたばこ税でございます。

きょう、決算でございますが、ことしで3年目になってくるわけですね。そういった部分では、還付の関係では5年という定めになっておりますが、そろそろどういった方向に持っていくのかということも考える時期ではないかなというふうに思っております。この市たばこ税、企業誘致条例についての考え方について、お聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、決算概要43ページに広報板の管理業務委託料が記載されておりますが、市の広報板が今現在何カ所ぐらい設置されて、この管理委託業務の中身について伺いたいなというふうに思っております。

私が見る限りでは、市広報板というのは毎年目減りをしてきているような状況であって、管理委託をしながら補修はな

かなかなされていないというのが実態ではないかなというふうに思っておりますので、その点についてお聞かせいただきたいというふうに思っております。

それから、決算概要19ページの一時借入金の借入状況についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化が始まったのが、夕張の破綻からいろいろとやっぱりそういった財政が見えるようにしていこうという部分でございますが、夕張が破綻した一方での理由というのが、この一時借入金の2期にまたがる、こういった借り入れをした部分があったように伺っております。平成18年の決算でも話をさせていただいたんですが、まだまだちょっと気になるのが、予算というのは4月1日から始まって3月末で締めて、出納閉鎖が5月で締まるという基本原則がございます。

それであつたら、その間の中で一時借り入れでお金がない場合は、5月末で本来だったら締めるべきではないかなというふうに思うんですが、その関係からいきますと、財政調整基金から平成19年の4月16日に借りて、19年の6月18日に戻しているわけですね。これは、出納閉鎖期間を過ぎて、本来は次年度までまたがった借り入れの返済になっているのではないかなということが非常に気になります。

この財政調整基金の部分と、それから平成19年度の4月22日に借り入れをして、平成20年の2月27日に返した財産区の積み立ての一時借り入れ、この一時借り入れが約10カ月間借り入れをしているということになっているんですね。

だから、一時借り入れというのは、もともと財政法の中で定められた範疇の中で我々も総額も含めて承認はしてきてい

るところでございますが、この借入期間についてというのは、どこまで許される部分なのか、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 初めに、車両管理の件でございます。事務報告書43ページに車両管理事業を載せておりまして、自賠責の保険と強制加入と任意加入の台数の違いということでお尋ねでございます。

これは、自賠責保険は、新車の場合で乗用車タイプで3年、貨物4ナンバーの場合で2年ということで、2年分先払い、もしくは3年分先払いをします。車検ごとに2年分を払うということになります。任意保険の方は、毎年払うということになりますので、その年によって対象となる車の数が違うということとなっております。

ですから、実数として車として何台払っているかと言われた場合には、任意加入の方の台数をおとりいただくのが正確になるのかなと思っております。以上です。

それから、車両の一括管理の定義ということでございます。車の管理というのは、非常に台数が多くなればなるほど各市役所ともに悩んでおるところかなと思います。

本市の場合は、総務防災課が直接もって貸し出しをしている車と各課で配置している車と二通りございます。

市によりますれば、全部、管財課なり車両課なりをつくりまして、一括にして全部集中的に管理し、必要な分だけ貸し出していくというようなやり方もあるようございますが、本市の場合は、公用車の管理規程にございますように、公用車は市長が認めた課に対して配置することになっております。

そうしたら、どう違うのかということ

になります。我々が今やっておりますのは、任意保険等については総務防災課がお支払いをしておりますが、一般の修繕であるとか、車検であるとか、燃料費であるとか、こういったものは配置しております原課の方で予算組みをしていただいております。

ただし、そうしますと、配置課の方で勝手気ままに車両管理をしていければいいのかということになりますが、これは大きな違いで、総務防災課としても、先ほども委員の方からありましたけれども、管理については総括責任者は総務部長、実務を担うのは総務防災課ということになりますので、日常点検でありますとか、それから車検の日程でありますとか、そのまろもろについては、個別のすべての車両について、もちろん車番もそうですけれども、把握をしております、各課に対して指示をしております。

ただ、日常的なもの、それから安全確認・安全点検、自分たちでできることについてはしっかり各原課の方で配置されたところでしてくださいというやり方をしております。

一括管理の定義というのは難しゅうございますけれども、そういう意味で、大きなくくりでは、全体の方向性を整えるという意味で総務防災課が行い、個々の車の日々の管理、日常の点検等については原課が行い、それに伴う必要経費等については、各使っている、予算を持っている課において予算計上するという、こういう形での今現状になっております。

そういうふうにして管理をしておりますが、事故等がありました場合、よく一番出てくると思うんですけれども、事故報告等はすべて総務防災課の方へ至急に報告をし、原課と協議し、もちろん保険会社等との協議もしながら対応するとい

うことで、総務防災課の方としてもできる限りのことは原課とともにやっていくという姿勢であります。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、地域自主防災訓練で避難地・避難所へということで、自主防のときに非常に各議員の方々にも当日も寒い中でもおいでいただいてご協力をいただき、また議員さんによっては役員としてご活躍いただくというようなこともしていただいております。我々非常に内情もわかっていただいておりますので、助けていただいておりますけれども、確かに三好委員ご指摘のとおり、そういうAEDの訓練でありますとか、避難所へ集まる訓練とか、そういうことは確かにやっております。

ただ、各小学校も相当できてまいりまして、そういう訓練にはなっておりますが、ご指摘いただいたように、さてじゃあ避難所へ行って何をするのかというのは、これはもう完全に正直言いまして今まで視点が欠落していたと言っていると思います。

大阪府におきましても、本年の1月に守口の廃校になりました中学校で避難所開設の大きな訓練をやっております。

なぜかと言いますと、これは大阪府下市町村との共同でやったんですけども、各市町村ともにその視点が欠落していた。欠落ということはちょっと語弊がありますけれども、なかなかできていなかったということです。

さて、どうするのかということになりますが、避難所運営マニュアルというのを今検討しております。これについては、今、各部等へ回して見ていただいておりますが、できましたらまたこの委員会の各委員の方にも見ていただこうと思っております。

この中で、細かいことまでできておりませんが、マニュアルの中で何を示すかと言いますと、まず避難所の運営の基本方針と、それから災害対策本部は何をするのか、それから避難所に行った職員は何をするのか、またそこに来られた市民の方は何をさせていただくのか、こういったことを定めることになると思います。

詳細については、ここで申し上げませんが、またできた機会に各お示しをしてご説明をさせていただき、当然、自主防の方々にもこれはお示しをして、市民の方がいかに動いていただくかということについてもご理解いただきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 宮部参事。

○宮部総務部参事 健全化判断比率と流用の件につきまして、ご答弁申し上げます。

今年度、新たに地方公共団体財政健全化法が施行されまして、健全化比率及び資本不足比率につきましては、今第3回定例会におきまして報告いたしましたところでございますが、実質収支は0.77%、連結実質収支は7.28%の黒字となっておりまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率はございません。実質公債費比率は13.9%、将来負担比率は26.5%で、いずれも本市の場合、早期健全化基準を大きく下回っております。

さきの本会議で答弁いたしましたとおり、この比率によって財政健全化団体、あるいは財政再生団体となります。それ以外の団体は、健全段階に属する団体ということになりまして、本市もこの健全段階に属する団体ということになります。

平成19年度決算によりまして、健全段階に属する団体となったことで、財政状態が健全な団体であるという錯覚に陥

りがちでございますが、健全段階に属する団体には非常に健全な団体から早期健全化団体寸前の団体まで幅広く存在いたしておりまして、あえて本市の場合は申し上げますが、そういうことになろうかと思えます。

今後も、行財政改革による歳出削減や合理化に取り組み、財務規律を維持して、財政健全化に向けて不断の努力を続けてまいりたいと考えております。

それから、流用の件でございますが、監査報告書の31ページに流用額6,085万2,000円、件数241件として上がっております。これを監査の方に聞いておりますと、節内流用は入っていないというふうなことでございまして、目内流用以上のものが上がっておるということでございます。これが241件となっております。

それで、流用の内容でございますけれども、平成19年度、1,200万ほど前年度に比べて多く流用しているということでございました。

金額の件は別にいたしまして、今回、19年度に流用しております主な項目を申し上げますと、庁舎管理の中で公用車の通路拡幅工事を行いました。これは、当初予期せぬものとして流用いたしまして、工事を行っております。

それから、法人市民税が19年度に非常に高額の還付が発生いたしまして、そのために流用いたしております。

それから、選挙の関係で自書式投票用紙分類機を購入したというふうなこともございます。

それから、こども育成課の方で当初見込みより受診件数等が増加したために流用に至ったというようなこともございます。

それから、もう1件、こども育成課で、

補助事業から委託事業に変わった、予算の科目の変更というだけの流用もございます。

それから、公園の維持管理で、トイレが使えなくなったということで、これは修繕でございますけれども、流用したと。こういった緊急的に流用したというものが多くなっております。

それで、流用の考え方でございますけれども、流用につきましては、毎年、予算査定の過程で本市が実施すべき施策について決定し、予算編成をして、議会の方で議決をいただいております。

予算につきましては、款・項について議決をいただいているわけでございまして、こういったことから、流用につきましては、地方自治法で各款相互の流用は禁じております。項につきましても、予算の執行上必要がある場合に限って、予算の定めるところの流用は認めるというようなことでございます。これは、予算書に毎年上げております人件費のうち給料、職員手当、共済費等の款内の流用ということになります。

それで、目・節の流用につきましては、特に定めはございませんが、みだりに流用は行わないということでございまして、特に本市の場合、財務規則に定めております。

財務規則の第14条第3項でございすけれども、人件費に属する経費と物件費に属する経費は相互の流用することはできない。それから、交際費を増額するために流用することはできない。それから、需用費のうち食糧費を増額するために流用することはできない。流用した経費をさらに他の費目に流用することはできないということで定めております。

それで、こういった自治法、あるいは財務規則にのっかって我々は決裁をして

おるわけでございますけれども、実際にあがってまいりまして、私どもとして気をつけておりますのは、新規の事業が出てくるとか、予算査定しておりますから、それとは全く違った形の事業に流用するとか、そういうような場合には、第一義的には議会のチェックを図っていかねばならないと考えておりまして、そういった場合には、流用というのではなくて、補正予算を上げていただくような指導をいたしております。

そういったことでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、一時借入金、過去の経過もでございますので、私の方から答弁させていただきます。

決算概要の19ページに載っております一時借入金の借入状況、ここで上の二つ、財政調整基金、公共施設整備基金、これの部分については、平成19年の同じ年度の4月16日から6月18日ですので、同じ年度ということで、出納閉鎖期間ということではございません。そういう部分では、年度内の借入れ、それから年度内の償還というふうになろうかと思えます。

一時借入金の法的な根拠でございますが、地方自治法第235条の3の第1項で「普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため一時借入金を借入れることができる」というふうになっておりまして、第3項におきましては「同じ会計年度の歳入をもって償還しなければならない」というふうに規定をされているところでございます。

このような一時借入金で、予算上では最高の限度額を予算で規定しておりますので、ご承認していただいた最高限度額の範囲内での借入れを行っているところ

でございます。

それで、財政調整基金や公共施設整備基金、あるいは財産区財産特別会計の多額な繰越金、この活用策の一つとして、一般会計の一時借入金の資金提供を受けているところであります。

以前、ペイオフの関係から1,000万円までは元本保証ということで定期預金の運用を図ってございましたけれども、財産区財産については、それを超える部分については、無利子の当座預金となってしまいます。

そのようなことから、財産区の役員の方々とお話をさせていただきながら、一般会計での一時借入金の利用ということで、定期預金並みの利率で通年借入れしているところでございます。

これによりまして、通常財産区財産で借入れがなかったならば、銀行の方からの高利な利率での一時借入金ということになりますので、その利率の差で一般会計の利払いも軽減されるということで、そういうふうにさせていただきました。

本来でしたら、ご指摘のように、資金ショートしたときの期間だけの借入れということになれば、もう少し利息払いも軽減されるんですけども、先ほど言いましたように、それぞれ財産区財産の役員の方々とお話しさせていただいたときに、それぞれ財産区財産の方で縁故関係のある金融機関の預け入れも強い希望がございました。

我々は、財産区財産特別会計も公会計でございますので、適切な運用、あるいは有利な資金運用も当然考えていかなければなりませんので、1年間の通年での定期預金並みの利率を一時借入れとしてお支払いすることで、財産区のメリットも出てきます。それから、一般会計の利払いの、他の銀行よりも利払いが低く

抑えられるということで、そういうようなことで、双方が合意をして今日に至って資金提供していただいているということでございます。

○野口博委員長 豊田局次長。

○豊田監査委員事務局局次長 それでは、私の方から監査委員に係りますご質問についてご答弁させていただきたいと思っております。

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、また不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査を実施し、定期監査等の場において具体的にアドバイスをされているところでございます。

○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 広報板について、私の方から答弁させていただきます。

市内に広報板は、現在217基ございます。大きな地区別で言いますと、三宅に63基、味舌の24基、味生46基、烏飼84基の計217基となっております。

広報板の管理業務につきましては、これまでシルバー人材センターさんに広報板及びその掲示物の点検を月1回、毎月月末に実施していただいております。

広報板の掲示物が乱雑に張られていたり、その掲示物が損傷、あるいは期限切れのものが張ってある場合に、整理整頓もしていただいております。

19年度なんですけど、広報板の補修関係で10基行いました。そのうち1基、撤去しております。

また、新たに先ほどのお話なんですけど、ルナ新在家さんで自治会の方に広報板がないという申し入れ等も受けまして、流用いたしまして、新規で1基設置しております。

広報板の台数につきましては、平成1

4年度以降に新設の凍結をしておりますので、委員ご指摘のとおり、損傷がひどくなったものについては一たん撤去し、また新たにつけるところがあり、いろいろな理由で撤去いたしております。民地につけておりますので、その利用形態が変わったために撤去した後、新たにつける場所を自治会さん等とも協議しながら、そのままに放置しての状況で続いているという状況もでございます。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 市たばこ税について、この企業誘致条例施行、18年に始めてこととして3年目ということで、今後、そろそろ方向性はどうかというご質問であったかと思いますが、本市のこの企業誘致条例でございますけれども、これは普通税1億円以上で、かつ小売・卸売業者を広く対象とするものでございます。ですから、この条例自体は今後も継続して施行をしてみたいというふうに考えております。

ただ、よくあちこちで時限立法というふうな言葉がよく使われているようでございます。これにつきましては、奨励金を交付する期間が奨励措置の指定を受けた年度から起算をいたしまして5年間に限るということでございまして、条例自体はその後、その奨励期間が過ぎた後も有効に存在をするものでございまして、また新たな新規事業者の参入も可能なものとなっております。

ところで、本市の現在指定している事業者でございますが、これはもちろんたばこの小売事業者さんでございます。

この普通税のうち、市たばこ税に関しましては、平成16年の地方税法の改正によりまして、課税定額制というものがとられております。

本市の企業誘致条例の運用につきまし

ては、この地方税法の趣旨にのっとりまして、課税定額以内での収納をする限り、違法性はなく、問題はないというふうに考えております。

しかしながら、現在、国におきましては、2009年度の税制改正でたばこ税を大幅に引き上げるといような議論が起こっております。

その際に、例えば現在の国・都道府県・市町村でたばこ税を率で配分しているわけでございますけれども、これの配分割合が変更されたりとか、もしくは根本的に制度が改正されて、たばこ税に関しては一たん国が全部引き上げて、それから配付をするというふうな、こういう可能性もあるというふうに考えてございます。

つきましては、私の方から現段階で申し上げられることとしましては、この今後の国の税制改正の動向を注視をしましてまいりたいと考えておるといこと、そこまでの答弁ということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関係いたします2点の質問にご答弁申し上げます。

まず、ここ5年間の可処分所得のお問いでございますが、大変申しわけございませんが、可処分所得については、今現在、詳しい資料を持ち合わせておらず、予算書の給与費明細に記載をしております毎年2月1日現在の職員の平均年齢とその時点での平均給与で、できればお問いにさせていただきたいと思ひます。

5年でございますので、平成15年度、平成16年の2月1日現在でございますが、平均年齢が、一般会計の給与費明細でございます。47.11歳、平均給与といたしまして月額48万930円、以後、17年2月1日で48.01歳、47万2,745円、18年2月1日現在

で47.09歳、46万6,246円、19年2月1日現在で47.02歳、45万8,214円、20年2月1日で46.11歳、44万6,057円でございます。

平均年齢が若干下がっておりますので、平均給与も下がっているということがあろうかと思ひますが、ほぼ5年間については横ばいではないかというふうに認識をいたしております。

続きまして、臨時職員・非常勤の方々の考え方というところでございますが、集中改革プランにおきましても、職員の適正化の数値の目標の達成のために、業務のアウトソーシングや行政パートナーの活用ということが記載をされております。

人事課といたしまして、やはり今後の財政状況も考えますと、臨時職員の方、非常勤職員の方のご協力を得ながら、市民サービスの維持向上につなげていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 救急搬送時、複数回にわたり受け入れを断られるケースの件につきまして、お答えします。

東京で起きました産科医、産科救急の脳卒中の搬送先病院は、本市ではどういところへ搬送したらいいかという件がありますが、救命にかかわる脳卒中症状等は、医療情報端末機などで検索しまして三次救命救急センター又は脳卒中等の脳外科対応の医療機関へ搬送いたします。

近隣では、三次救命救急センターは三島国立循環器等があります。また、二次病院にありましては、済生会吹田、茨木等があります。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 それでは、2回目の質問並びに要望もしていきたいと思ひます。

また、いろいろ飛ぶかもわかりませんが、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

まず、財政の地方公共団体の財政の健全化でございますが、本当に今回のこの決算というのは、これが一方での目玉ではないかなというふうに思っております。安易な考えでは、またそろ平成7年の危機の折になっていくのではないかなというふうに思っております。

ただ、気になるのが、これまでも経常収支比率が70から80が健全だということで、これまでは最高で116%までいきながら、100%を久々に切ったのが94.9%でございます。そこまで下がったからということでぬか喜びをしているのと違うかなというのが我々ちょっと見えるわけですね、一方では。

その中で、財政調整基金を見ますと、危機的な状況であった平成17年の約60億ですが、19年度決算でもそれぐらいの財政調整基金は残されていると。

そういう中で、要は私が聞いたかったのは、今回の地方公共団体の財政の健全化の中での4指標を見たときに、それぞれの委員会でもいろいろご説明もいただきましたけれども、それぞれ指標が出ているわけですね。

連結実質公債費から実質公債費、いろいろありますけれども、例えば連結実質公債費、これは特別会計まで組み入れられる中で、それぞれ連結実質赤字比率だけを見ますと、摂津市の財政というのは非常に黒字体質に見えかねません。

しかしながら、それを具体的に見ていくと、国民健康保険の特別会計並びに公共下水道会計というのが赤字でございます。辛うじてもっているのが水道特別会計で、その部分が網羅される中で黒字になっていると。こういったことを、やっ

ぱり決算を含め、予算の中で公にしなから、それぞれ単独会計の中でどうクリアしていくかということのをこれからもやっぱりやっていかなければならないと思うんですね。

その中で、この決算から少し離れるかもわかりませんが、中長期の財政見直しを見させていただいたときに、今日のこの財政の工程というのは、冒頭出ていましたような市税の法人市民税の増とか、それから今の言われているたばこ税で我々が息を吹き返したというか、どん底のところからちょっとはい上がってきたというのが今の現状ではないかなというふうに思っております。

そういう中では、この財政が各部門に対する旗振り役として今一番大事なときではないかなというふうに思うんですね、この平成19年度の決算を見たときに。

それで、先ほどご答弁いただいたように、確かに苦しさというか、赤字再建団体にならなかった喜びというか、それがどっちにとれるかようわからんような、今、ご答弁をいただいたんですけれども、実際、今の摂津市の置かれている状況というのを改めて総務部長、もしくは副市長からお聞かせいただきたいと思うんですが、全国レベルでは、先般も言いましたように、赤池町を中心としながら市町村の中で再建団体でやっていかなければならないというのが指導されますが、大阪府下においてでもいろいろと出ていますね。連結実質赤字比率でやらなければならないのは、寝屋川市、守口市、門真市、松原市、それから泉佐野市、泉大津市、柏原市、阪南市、忠岡町、これは我々の摂津市が平成17年に同じように肩を並べておったというか、摂津市の方がもうちょっと財政が悪化しておった状況がありました。

こういったところの中で、これは再度お聞かせいただきたいというふうに思います。今の本当の財政状況というのをよりわかりやすいように、それから今後、こういった財政運営を行っていくんだということを改めてお聞かせいただきたいと思います。

予算の流用につきましては、わかりました。

それから、一時借入れの状況なんです、一時借入れの中で、要は3月31日に平成19年度の予算を締めて、出納閉鎖期間の4月1日から5月末までは国の補助金並びにいろいろな支払いを含める、この期間だというふうなことです。もちろんそうですね。

その部分の中で、ややもすると一時借入れをした現年度分の分をそこに回すというのが、これが夕張の一方での手法だったんです。

だから、本来、私はこの一時借入れも、年度間一時借入れはわかるんですが、4月から5月末までの一時借入れのあり方、もちろん4月の当年度に市税収入並びにいろいろな交付金が、即、年度最初の月からおりてくるとは思っていませんが、その財政運営がきつことから、この一時借入れを4月から6月の間にやっている。誤解を招くような一時借入れではないかなというふうに思っているんです。

だから、この点について、再度考え方を、なぜこの時期に一時借入れをしておかなければならないのか。

それから、今の財産区財産から借入れしている部分につきましては、逆に財政運営の中で財政当局並びに会計室のご苦勞に敬意を表したいと思えますし、これまでの運営、運用をやっていくのに、市中都市銀行から借りるよりも、そういっ

たところからやってきたというのは、いろんなところでも見受けられます。そういったことについては、今後とも財政運営で可能な限りやっていただけたらというふうに思っております。

一時借入れにつきましては、先ほどの点でもう1点お願いしたいと思えます。

それから、市たばこ税の件でございますが、担当課長には失礼でございますが、これはもう政策判断でございます、これはもう全会一致で通してきた分でございますが、それはやっぱり今後の財政も含めながら、のどから手が出るほど欲しいものでございます。

ただ、気になるのが、いろいろな諸般の事情の中で、いろんなことの作用もあるんじゃないかなというふうに思っております、我々も末永くはいただきたいというふうに思っておりますが、行政の政策的な判断の中で考え方をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

具体的に言っていないのは、お互いがこういったことの部分の中で共通認識に立っているということ踏まえまして、具体的な質問はいたしません、その辺をしんしゃくしていただいてご答弁いただきたいなど。

全体の財政に占める比率から見たとき、たばこ税ということを見ていただければ、ご答弁いただけるのではないかなというふうに思っております。

それと、総務防災課の関係でございますが、車両管理関係はわかりまして、いろんな車両台数、いろいろとふえてまいりました。重量税を減らすために、以前も決算で普通車から軽に変えていったらどうかということの中で、それは着実にやっていただいておりますが、結局、もう一方では、この全体管理はやっていただいているのはようわかるんですが、毎

回気になっているのは、よく事故を起こすなど。これだけの車両台数の中で、何でこれだけ事故を起こしているねんと。

その中で、安全運転総括責任者というのが、多分、この中には名前は記載されていないんですが、定めなければならないというふうになっているんですね。規則の中に入っているから、皆さんもご存じだと思いますが、その安全運転総括責任者が今どなたであって、万が一事故があった場合には、先ほど言ったように、原課でいろいろ事情聴取をし、それから管理責任者は総括責任者の方に報告をされる。再発防止のために一体どうしているのかと。その中に載っているのが、安全運転管理者と副安全運転管理者というのがおられます。

そういったことの中で、万が一事故が起きた場合にはどうしてるねんということをお聞かせいただきたいのと、日常の啓発並びに指導をどうやっているのかと、車両の日常始業前点検はこれに基づいてやっているということは十分認識しております。点検表もありますけれども、なかなか事故が減らない。保険を掛けているから、保険がおきるから、それでいいというわけにはいかんと思うんですよね。万が一、人身事故になった場合、人身事故は1件あって、ことしの決算にも載っていましたが、相手方にもそうですが、ドライバーがなったときにどうするねんと、こういった責任をだれが持ってだれが指導していくんだということが我々には見えてこない。安全運転管理責任者がこの席におられるんだしたら、その辺の考え方も聞かせていただきたいなど。

それと、もう1点は、公用車で運転をしながらまだくわえたばこをやっている方がおられるのを、たまに見かけると。

だれも見っていないようだけれども、すれ違いざまに見かけるときがあります。この場では、そういったことにつきましては、具体的には言いませんが、全館禁煙にし、指定の喫煙場所を定められている中で、まず公用車の中でたばこを吸うというのはいかなものかなというふうに思います。また、それがドライバーであり、助手席に乗っている方であるというのを見かけております。

これは、答弁は要りませんけれども、そういったことが指摘されたということの中で、改めて徹底をお願いしたいというふうに思いますし、先ほどの事故の件を含めて、事故の件はご答弁いただきたいと思います、処理について。

それと、総務防災課のもう1点の避難場所の関係で、運営マニュアルを今作成中というふうに聞いております。多分、今、つくられているのは地震のときぐらいかなと思っていますけれども、何かできるところからやっていただいたらいいんですが、僕らでも地域で避難場所と言っているところに誘導していくんですけど、誘導するのはいいんだけど、ここまで来てから何をしてもらおうというのが実態です。

だから、そういった部分では、今の避難用具を入れているあの倉庫の中身が、転倒したときに救出をするということが今基本的な考えになっていますが、そこへ何らかの滞在ができるとか、待機ができるというようなものの発想に立って一方では今後は考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っていますので、これは意見として言っておきます。

総合的に、我々でも今、何がベストで、何をしなければならぬというのがなかなか出てこない。しかし、災害はいつやっ

てくるかもわからん。これは早急に考えていきたいというふうに思っておりますし、いかなければならないと思っております。

それと、人事の関係でございますが、人事の関係につきましては、人員削減というのは私は余り言いたくはないんですが、いろいろと改革の中でそれぞれご努力をされて、正職員が減り、非常勤職員がふえてまいりました。世の中の趨勢として仕方ない部分ではありますが、この人事の中でいくのは、僕はもう捨てるはならないのは、やっぱりその中に仕事のやりがいと生きがいを常にいかに持ってもらうかというのが大事だというふうに思っているんですね。

そういった中で、朝の話の中でも、スキルアップ研修やら、いろいろ外部の専門職の研修やらということもやられておると思いますが、本当に管理職そのものもそれぞれ行事になったら、ついつい最近は見ますと、どこかの行事があったら、部課長がぎょうさん出席して、本当に気の毒だなと思っている部分があるんです、一方では。

それぞれが部門が所管別に分かれているんであったら、所管の部長を中心としながら、市の全体イベントのときには一堂に会してやっていくというメリハリもつけなければならないなというのが一方ではあります、これにつきましてはね。

それは、それぞれ部課長の方々、手当が上がったから、だから公休出勤手当もつかないから、出てきなさい。応援体制をしましょうと言ってでも、やっぱりその辺はメリハリをつけながら、何のために部門を分けているねん。部門が中心となりながら、そこでやっていく。全体の、それこそ市制施行40周年事業みたいな形でやるならば、全部門職員要請しなが

ら出てくる、こういったメリハリもつけた方がいいという感じの中で、職員のそういった今のスキルアップ並びに仕事の仕方の改革について、人事としてこれからどう考えていくのかということについて改めて聞きたいというふうに思います。

先ほど、職員の手当の関係をいろいろ聞きました。予算書の中に、職員手当の返還金が出ているわけですね。この職員の手当全体で32億ぐらいある中で、期末手当12億、退職手当が11億、残り10億の中で、それで数千万が返還されている、この返還金とは何であるのかということを知りたいと思います。

もう1点は、調整手当から地域手当になって6%まで減らされた。この近隣市の平均を見ますと、やっぱり10%ぐらいであり、高いところでは12%もある。以前にも話しましたが、この地域手当を6%に認定をされたということは、住みにくい市という烙印を押されたというような形であるということを知りたい。以前にも指摘させていただいて、それ以降、当局としてどんな動きをしてきたのかと、その具体的な動きについてお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

もう1点が、消防の関係でございますが、もうちょっとわかりやすくご答弁いただけませんか。

要は、市民の安全・安心の中で妊産婦の方が救急車両を呼んだときに、大体、今言われているところだったら我々だったら何分ぐらいで着くというのがわかるんですけど、一番近い搬送先で何分ぐらいで、本当に具体的には何カ所まで、連携をとっているのが、今言っているような三島救急医療やら、国立循環器病センターとか吹田済生会ですか、そこが満室の場合はどこまで搬送されるんですかというようなことを知りたいんです。これ

が奈良であり、東京であり、他府県である事故の部分なんですよね。

だから、1時間も2時間もかけて、病院がありますと言ったところで、手おくれになったらぐあい悪い。それを今からセーフティネットの中で確保しておかなければならない部分で今質問していますので、この辺をちょっとご答弁いただきたいというふうに思います。

監査報告についてでございますが、定期監査で指摘をしているという部分は、日々の監査業務の中で指摘をし、指摘の部分も中間のところでは資料をいただいています。それについても質問をしたことはあるんですが、ただこういった監査報告の中で数値だけ並べるよりも、やっぱり次年度に生かす監査報告書ではないかなということから質問しているんですよ。この点については、監査の立場から余り言うこともできないと思います。持ち帰って、また検討していただくことを要望としておきますので、よろしくお願いいたします。

2回目は以上です。

○野口博委員長 小寺管理者。

○小寺会計管理者 一時借入金についてお答えを申し上げます。

まず、時期の問題でございますけれども、例年、3月につきましては、起債の償還月に当たっておりまして、19年度で申しますと37億円ございます。それから、4・5月につきましては、出納閉鎖期間でございますので、2年度分の支出が伴います。したがって、3、4、5が支払い資金に不足を生じる時期でございます。

6月になりますと、市税が入りますので、一息つけるという状態でございます。

もう1点、時期的に、19年4月に借りたものの償還月でございますが、これ

は先ほど総務部長が申しましたように、一時借入金につきましては、当該年度に償還をすること、それから最高限度を超えないこと、この二つの要件が定められておりますので、平成19年4月に借りました10億円につきましては、平成20年5月31日までに償還すればよろしいということになります。

ただ、資金不足が解消されました6月18日に現実には償還をしております。

それから、もう1点、夕張市の事例を引用されたのですが、摂津市の一時借入金につきましては、借入先がすべて自前でございます。いわば内部資金の運用でございます。夕張市の場合は、これがすべて外部機関、市中銀行からの借り入れでございます。摂津市の場合はこれは一時借り入れと申しましても、対外的な債務は1円たりとも発生をしております。夕張市の場合は、借りたら借りるだけ借金が膨らんでいると、こういう状況でございますので、同じ一時借入金でも内容が全く異なるものでございますので、ご安心をいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 杉本次長。

○杉本総務部次長 私の方から、車の方のお話にお答えをさせていただきたいと思えます。

ちょっと言葉のところで、安全運転管理者につきましては、総括安全運転管理者という設置の仕方はしておりません。管理運用についての総括責任者は総務部長、安全運転管理者につきましては各車で、多数車を持っている課については正の安全運転管理者と副の安全運転管理者を設置しております。

と言いながら、安全運転なんですけれども、ご指摘のように、事故、もちろん100%市の公用車が悪いということ

はない事故もございますけれども、こすったり当てたりということもございます。やっぱり、これは不注意としか言いようがないんですけれども、我々もそういう報告がありましたら、当然厳しく注意をいたしますし、所属長の方にも注意をするように呼びかけておりますが、なかなか減らないということです。

確かに、特にトラック等につきましては、そういう問題、特に後方の確認等の問題もありまして、一つの対策といたしまして、ことし、貸出用のトラック以外にも各課で持っておりますトラック、2トンのトラックですけれども、全車にバックモニターをつけております。これも一つの安全対策として行いました。

と言いながら、機械だけに頼るのではなく、後方確認・安全確認が基本でございますので、折に触れ注意をしてまいります。

また、市全体の公用車の指導につきましては、以前の消防での大きな事故がありましたので、それ以降につきましては、各四半期ごとに1回、運転免許証の確認を行う、また安全運転の当然講習会でありますとか、点検でありますとかということを行っております。

また、そういった面で、より一層徹底していきたいと思っておりますし、運転に関しては答弁は要らないということでありましたが、くわえたばこなんていうのはもってのほかでありまして、全車、当然禁煙という中でしておりますし、そういう態度自体が事故を引き起こすことにつながると思っておりますので、より一層また注意をしていきたくて改めて思っております。

○野口博委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは平成19年度決算を終えて、今後の財政のあり方や考え方についてのご質問がございましたの

で、私の方から答弁させていただきます。

ご承知のように、平成19年度決算を終えまして、財政健全化法に基づきまして、いわゆる早期健全化基準、あるいは財政再生基準、超えているか超えていないかということで、第3回定例会のときに議会の方に報告をさせていただきました。これら4指標については、すべてクリアしております。

ただし、すべてクリアしておりますけれども、これは法定されました最低限の一応基準であろうというふうに思っております。これをクリアしたからと言っても、財政に問題はないのかということにはならないとは思いますが。

今後については、やはり自主的にいろんな財政指標を使いながら、分析もしながら、やはり検討していかねばならないというふうに考えております。

従前、私どもの財政状況の一番逼迫の原因としましては、やはり多額な公債費償還にあらうというふうに思っております。

これも皆さん方ご承知のことと思っておりますが、実質公債費比率では、平成19年度決算では、都市計画税の特定財源抜から13.9%と一挙に低下いたしました。しかし、この数字をもってしましても、大阪府下各市の平均値8.7でございますので、まだまだ高くワースト5位というような位置づけでございます。

普通会計等の公債費償還金でございますが、平成17年度決算額では64億2,660万円と、過去最高額になっておりました。平成17年度が、いわゆる公債費の償還のピークでございました。

平成19年度になりますと、これが39億1,670万ということで、17年度と比較いたしますと、差が25億円という減になりました。

それぞれ、こういうふうに公債費が非常に償還が多額になっておりましたけれども、だんだん下がってきました。やはり先ほど言われましたように、この四つの指標以外に、例えば経常収支比率とか、あるいは従前から計算方法の変わっておりません起債制限比率等々もやはり我々は注意をしていかなければならないというふうに思っています。

以前、起債制限比率につきましては、平成17年度のときに繰上償還をさせていただきました。これで、平成19年度の決算については、起債制限比率、3カ年平均ですが、17.7というふうになりました。平成18年度決算では19.9ということで、もう20%を超える寸前となっております。もし繰上償還をしなかったら、20%を超えていて、一般単独事業も制限されているというような事態になっておりました。

それで、今後につきましても、起債制限比率、これをしっかり見ていきたいというふうに思っています。

それから、経常収支比率でございますが、これも先ほどご指摘がありましたように、いわゆるたばこ税の増収とか、あるいは公債費の償還の減とかということで、歳入歳出それぞれ好転をしております。94.9%ということで、かなり削減になっておりますが、これも資本費平準化債の発行によって公共下水道の繰出金の削減、それからたばこの増収というようなことがありまして、下がっております。

もし、これら両方がなかったならば、経常収支比率は107.0というふうになるかと思っております。

この経常収支比率でも、あるいは起債制限比率でも、やはり財政を預かるものとしましては、根底はやはり収支均衡と

いうふうに思っております。経常収支比率が高くなれば、もちろん収支は均衡していかなくなりますし、起債制限比率につきましても同様だというふうに思っております。収支均衡するために、今後どうするのかということになります。

今まで、公債費の償還で非常に四苦八苦しておったんですけれども、そうしたら収支均衡するために公債費の発行を今後どうしていくかというふうなことが問題になるかと思えます。

もちろん、公債費の部分につきましては、一般財源を補完する重要な財源でもあることは確かでございます。それで、起債を発行することによって、事業進捗もスムーズにいくというようなことも確かでございます。それと、基金の温存をどういかにバランスよく図っていくかというようなことが我々に課せられた問題であろうかというふうに思っています。

ちなみに、ことしの第2回定例会のときに、吹操跡地の用地買収購入費を予算計上させていただきました。このときに計上させていただきました吹操跡地の財源としましては、半分は基金からの繰入金、それから半分は起債の発行ということにさせていただきました。

公共用地先行取得の部分につきましては、起債充当率100%ですが、本来でしたら100%の起債充当ということで予算措置するんですけれども、先ほど言いましたように、今後の公債費の償還の、要は減を図っていかなければならない、あるいはすべてが基金になりますと、今後の財政運営にも支障を来すということで、それぞれ半々の財源内訳で予算措置をさせていただきました。

今後、財政運営に当たりましては、基金とそれから公債費のバランスのよい発行と基金の温存、これが我々の課せられ

た使命かなというふうに思っています。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課に関係いたします数点の質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の職員数が減少する中で、今後の仕事のあり方、改革等についてでございますが、委員ご指摘のように、当然職員数が減少している中でも、市民サービスに向上するために、職員個々がモチベーションを保ち、個々人のスキルをアップしながら日々の業務に邁進するということは当然のことであろうかと思えます。

また、平成18年3月につくりました「人材育成基本方針」におきましても、目指す職員像といたしまして、「誠実かつ公正で市民の方から信頼される職員」「市民の立場、また目線で物事を考える」等々、5点の目指す職員像を掲げております。

こういう職員になっていただくためにも、人事課といたしまして研修等、これからスキルアップ、モチベーションにつながるような研修を今後とも行ってまいりたいというふうに考えております。

2点目の職員手当の返還金でございますけれども、本来、返還金と言いますのは、何らかの申告の間違いがあったものの返還金が多ございました。

従前は、基本的には扶養手当、扶養に入れておられましたが、年収を振り返ってみれば103万を上回ったということが後日発生する場合がございます。そういうことで、それに伴う地域手当等の返還がほとんどでございましたが、平成19年度におきましては、休日勤務の手当が約500万円、返還金としていただいております。

これは、消防職員さんの年末年始の業務の関係、輪番制と申しますか、朝9時から次の日の朝までお仕事をさせていただ

いた場合、年末年始にお出になった場合、年末年始が終わって、次の出勤をされた場合に、休日勤務手当をお支払いをいたしておりました。

我々としても、これが間違いではないという形で従前から処理をしておったんですが、国の方からもう一度見直すよというお話がございまして、消防本部の方でいろいろ精査し、近隣の消防本部等々の状況もお調べになられて、5年間分の休日勤務手当を返還するに至ったということで、金額的に19年度に限り多くなっている状況でございます。

詳細については、消防の方からお答えをさせていただけたらなと思えます。

近隣各市で、同じような形で返還金5年分をしたということでは伺っております。

続きまして、地域手当の10%から6%のその後の動きでございますが、人事課といたしましては、やはり市長会になるべく取り上げていただくよう要望を上げているところでございますが、なかなか摂津市一つの市の動きが府下全体に広がらないというのが現状でございます。

また、副市長におかれましても、北摂の副市長会の方で北摂を挙げてという動きもしていただいておりますが、なかなか他市が本来12%ですけれども、10%でとめておられるとかというような関係がございますので、なかなか北摂全体の動きにもならないということでございます。

ただ、本市といたしましては、やはり北摂の中で市として10%未満であるのは摂津市だけでございますので、府下全体の動きになるように、毎年、市長会の方に摂津市としては要望を上げていきたいというふうに考えております。

○野口博委員長 寺田公室長。

○寺田市長公室長 たばこ税についての行政の基本的な考え方ということで、ご承知のとおり、先ほど答弁いたしましたように、この制度、課税定額がこのまま続くようにというのは我々の願いでございます。この課税定額というのは、基礎人口が大体主に算定をされておりまして、その3倍までいけるということで、この3倍というのは、聞いておりますと、観光地等を配慮したと、人口以上に住民の方が来られるということで3倍までというふうに決めているようでございます。

今の条例からいきますと、願わくば我々としては、今のたばこ業者が5年の奨励金がなくなってもそのままいていただくと、奨励金なしで税が入ってくるというような方が一番いいんですが、それも考えにくいだろうということで、さすれば次、この同一業者に引き続いていただこうとすれば、やはり奨励金の5年間措置、5年間を引き延ばすという、これは条例改正が必要であります。

もう一つは、先ほどの答弁にもありましたように、新たな業者が参入していただくと。これについては、果たして新たな業者というのは見つかるかどうかというのは、まずわからないところでございます。

いずれにいたしましても、我々としては、この市たばこ税、この措置については、ぜひこのまま継続したいという気持ちは変わりません。

今後、いろいろと国の制度等が変わろうとも、もしこれが継続できるようであれば、まず第1に議会の皆様方のご理解が絶対必要でございますので、そのことを含めまして、今後、この条例等について考えていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点、地域手当のことで

ございますが、先ほど答弁いたしました。が、我々といたしましては、この地域手当の決め方はどうも納得いかないというのは、これは答弁でいたしておりまして、北摂以外でいきますと、例えば大阪狭山が10%でございます。それに対して岸和田が6%、和泉市6%、泉佐野が6%、これはどう考えても、なぜこのような差になるのかと、我々の6%も含めまして、南の岸和田とか、そういうところは果たしてこれで納得しているのかなと。

これについては、府の方から国の支給率に合わせなさいという指導がございまして、もうすべての自治体で条例上は皆改正はいたしました。ただ、しかし経過措置を設けて、1%ずつ落としていくとか、そういう措置は設けておりますが、いずれ国の支給基準に各市すべて並ぶということになるかと思っております。

○野口博委員長 明原参事。

○明原総務課参事 先ほどご質問ありました過払いの件について、消防本部総務課としてのご答弁をさせていただきたいと思っております。

過払いの問題となりましたのは、休日に週休となりました変則勤務者の休日給の支払いについてでございます。

休日給の支払いにつきましては、本市条例で、一般職の職員の給与に関する条例第18条に規定されておりまして、この規定は国の一般職の職員の給与に関する法律に準拠したものと制定されております。

そこで規定されております内容といたしましては、「毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員」、具体的には、我々消防の隔日の変則勤務者となりますが、「その職員にあっては、国民の祝日に関する法律による休日が週休日に当たるときには、その直後の勤務日等に

休日勤務手当を支給すること」とされておりあります。

具体的に申し上げますと、本年12月23日は天皇誕生日でございますが、この日に隔日勤務の消防職員が週休日というふうになっていて、直近の12月25日に勤務に出てきた場合には、この12月25日の勤務に対して、条例で定める休日勤務手当を支給することとされておりあります。

しかしながら、法律では国民の祝日以外の年末年始の休日が週休日に当たっても、その直後の勤務日に休日勤務手当は支給はできないというふうに定められておりあります。

例えば、1月3日、これは年末年始の特別休暇期間中です。これは本市の条例で言う休日ということになりますが、国民の祝日に関する法律による休日ではございませんので、隔日勤務者の消防職員が週休日となっております。直近の1月5日に通常勤務した場合でも、休日勤務手当を支給することはできないという形になります。

例規を検証いたしますと、平成2年8月以前は、本市の条例で、この年末年始の休日にあっても同様に休日給は支給できると規定されておったんですが、この平成2年9月1日改正以後も、国民の祝日に関する法律による休日と本市条例に規定する休日を同等に扱い、従来どおりの支給をしてしまったために発生してしまつたものでございます。

平成19年の9月27日に大阪府から年末年始の休日が週休日にあたる場合の休日勤務手当の取扱いについて、国から府あての文書を添付して通知がありまして、我々、初めて事に気づきまして、大阪府に照会内容を確認いたすと同時に、本市の支払い状況も点検しながら、府下

消防本部の現況を聞き取りし、それが過払いであるとなっていることを認識いたしました。

事後処理につきましては、先ほど人事課長が申し上げましたとおり、地方自治法に定められた金銭債権の時効、これは5年になっておりますけれども、この5年をさかのぼり、平成14年の年末からの過払い実績を洗い出しまして、退職職員7名を含む該当職員85名に対し返還の協力を求め、全員が応じていただいたものでございます。

なお、近隣市では、茨木市・高槻市なども返還処理をいたしたと聞き及んでおります。

○野口博委員長 樋上課長。

○樋上警備第2課長 救急搬送の時間と搬送病院について、お答えいたします。

19年度、救急搬送時間につきましては、各地から病院収容までの平均時間は26.3分で、その中で産科救急は29.4分でありました。

また、搬送病院であります。通常、妊婦の場合、かかりつけ病院へ連絡し、搬送しています。かかりつけ病院がない場合、医療情報などで検索し、近隣の病院へ搬送しています。

産科の具体的な搬送病院は、高槻病院、北摂病院、済生会茨木病院、済生会吹田病院、淀川キリスト教病院等々でございます。

搬送時間につきましては、高槻市・大阪市・吹田市・茨木市で15分から30分ぐらいで傷病者を病院まで搬送しています。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 ご説明漏れがありましたので、1点追加でご答弁させていただきます。

今、消防本部の方からご説明いただい

た返還金でございますが、やはりお一人5年間分さかのぼる関係上、どうしても金額が大きくなるという中で、個々職員といろいろ人事課、消防本部も詰めまして、19年度のみでなく、20年度の時点でも一部返還金が生じるという形で、約127万9,000円につきまして、20年度決算の方に返還をしていただいたということで、来年度につきましても、今年度ほどの額ではないですけれども、若干の額が上がってくるということでございます。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後5時12分 休憩)

(午後5時13分 再開)

○野口博委員長 再開します。

三好委員。

○三好義治委員 2回目の質問で、1項目をちょっと忘れておりまして、その部分だけを質問させていただきたいと思うんですが、広報板の管理業務委託料の関係で、非常に失礼なことをいたしました。

広報板の管理業務委託料で217基が今設置をされているということと、平成14年度から凍結をしてから広報板は一切取りかえていないということの中で、管理業務委託はシルバー人材センターに委託をし、掲示板の取り外しやら、いろいろやっているというふうに伺っております。

地域の実態を見ますと、相当、コーナー部分が剥離をしたり、張るに張れないような今実態でございますが、こういった管理業務委託は、実際はその掲示板に資料を張っているのは、行政から来るいろんなポスター関係については自治会経由の中で、自治会がいろんなポスター関係、案内文を掲示しております。

こういった管理業務委託については、自治会の方にゆだねて、いざとなったら

自治会の方から修理依頼等を出していただくようなことはできないものかというのが1点でございますし、それから行政として今パブリックコメントをどんどんどんどん推進はしているんですが、本来あるべき姿というのは広報広聴活動でございますが、従前からある、この広報板というのは、今まで一番地元の密着型の広報板でございます。この広報板がどんどんどんどん減少してきているのをそのまま野ざらしにしているという、この実態はいかがなものかなと思います。

広報板の増設並びに現在の広報板というのが、照明も一切ついておりませんで、ついているところは、地元でつくったところがついている部分はあるんですが、大概、照明もついておりません。

一方では、今、防犯活動の中で防犯灯をつけながらいろいろやっておりますが、こういった広報板の考え方も、夕方、夜でも見ていただけるのと同時に、防犯活動の一助につながるようなこともしていただけたらなということで、質問というより要望とさせていただいて、2回目の質問を終わりたいと思います。

○野口博委員長 そうしましたら本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時15分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 川端 福江